

8290

第四

決後 行回 (裁決) 長(部)局	長(部)局 軍務 兵務	大 臣 	決裁指定 委任 決行指定	三年	保存期限
課 長	課 長 軍事 軍務 兵務	政務次官 次官 	政務次官 委任 	一五六二 起元應(課名)	審案 陸軍
課 長	課 長 軍事 軍務 兵務	書記官 主務 副官 	書記官 主務 副官 	徵募課	筆記者
大 臣 官 房 了結	大 臣 官 房 受領	主務局長 提出	主務局長 受領	人徴第二九九號	陸軍
昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	三月十四日	陸軍

政務官 同付(決行前)

(決行後)

審案

筆記者

陸軍

次官ヨリ朝鮮軍參謀長宛照會案

陸密

首題ノ件ニ関シ左記ノ通照會ス

左記

一、志願兵制度ノ朝鮮統治上ニ及ボス具體的効果ノ程度

二、本制度ノ施行ト共ニ總督府ニ要求スヘキ具體的條件

三、本制度ノ利害、對策並ニ將來ニ於ケル

實績ノ見透

陸密第九九〇號

昭和拾貳年九月

説明ターゲット

次の原稿

不鮮明

0680~0729

×年 6月 26日

主務者又は

撮影立会者

加部東保夫



軍事 年務 兵務 整申

秘 密 第一五三二六

朝鮮密第七一三號

朝鮮人志願兵問題ニ關スル件回答

昭和十二年十一月二十四日 朝鮮軍參謀長 久納 誠

軍次官梅津美津雄

朝鮮人ノ兵役問題ハ單リ朝鮮防衛上ノ重要案件タルニ止マラス實ニ朝鮮統治上重大問題ナルニ鑑ミ當朝鮮軍ニ於テハ昭和七年以來慎重且深刻ナル研究ヲ重ネ來リタルカ會々昭和十二年六月中央當局ヨリ本問題ニ關スル當軍意見ノ提出ヲ要望セラレタルヲ以テ七月二日附別冊第二ノ如ク朝鮮ニ兵役問題解決ノ爲ノ試驗的制度トシテ朝鮮人壯丁ヲ志願ニ依リ現役ニ服ヤシムルノ制度ヲ創定スルヲ適當ト認メ

和 陸 2.11.26 軍務課

陸軍省 12.11.27 447 軍事課

陸軍省 2.18.26 軍務課

陸軍省 12.12.8 247 軍事課

陸軍省 2.11.26 299 徴募課

5530

F890

4.11.20
12.12
299
徴募課

同賞格ニ付返
初稿

徴募課

意見書ヲ提出セリ

爾後朝鮮總督府ニ於テハ朝鮮統治ノ見地ヨリ朝鮮人志願兵制度ノ創始ヲ熱望シ其準備諸作業ヲ昭和十二年末迄ニ整へ諸法令ノ改正ハ勿論關係諸制度所要經費ヲ昭和十三年度豫算ニ計上シ急速ニ具体化セシムコトヲ期シ十一月中旬當軍ト連絡ノ下ニ別冊第三朝鮮人志願兵制度實施要項ヲ作製シ更ニ教育ノ刷新其他ニ就キ研究ヲ進メツツアリ是ヨリ先軍ハ朝鮮總督カ同問題ヲ中央ニ提議スルニ先チ陸軍中央部ノ意圖ヲ體シテ總督府ヲ指導スルノ要切ナルモノアルニ鑑ミ軍參謀ヲ上京セシメ中央部ト連絡セシムルトコロアリタリ

今回陸密第九九〇號ヲ以テ朝鮮人志願兵制度ニ關シ朝鮮統治上ニ及ボス具体的效果ノ程度、總督府ニ要求スヘキ具体的條件及本制度ノ

利害對策竝將來ニ於ケル實績ノ見透ニ關シ照會ニ接シタルニ付慎重
研究ヲ遂ケ別冊第一ノ如ク報告スルト共ニ別冊第四參考資料ヲ添付
提出ス



別冊第一

- 一 志願兵制度ノ朝鮮統治上ニ及ホス具体的効果ノ程度
- 二 本制度ノ施行ト共ニ總督府ニ要求スヘキ具体的條件
- 三 本制度ノ利害對策及將來ニ於ケル實績ノ見込

一、志願兵制度ノ朝鮮統治上ニ及ホス具體的効果ノ程度

(一) 朝鮮統治政策ニ及ホス効果

(1) 志願兵制度ヲ朝鮮ニ於テ創設スルコトニ對スル朝鮮人ノ熱望
 逐日昂揚セラレツツアルカ此ノ情勢ノ發生ハ夫自身既ニ朝鮮
 人一般ノ動向ノ變化就中朝鮮統治上ノ大進化ヲ實證スルモノ
 ニシテ此ノ大勢ヲ善導スルト否トハ今後ノ朝鮮統治ニ重大カ
 ル影響ヲ與フルモノト謂フヘシ即チ民衆ノ聲ニ先チ其運動表
 面化セサル今日ニ於テ機先ヲ制シテ適當ナル對案ヲ提ケ果斷
 以テ内鮮一如一視同仁ノ具體化ニ進マンカ其効果タルヤ違大
 ナルヘク若シ夫レ躊躇逡巡民衆運動勃發ニ先ンセラレンカ實
 施スルモ尙其效果半ニモ及ハサルヘシ

(ロ)朝鮮統治ノ眞諦カ内鮮融和ニ視同仁ノ聖旨ノ顯現ニ在ル以上其顯現ニ一步ヲ進メ朝鮮人ニ其希望スル如ク國防ノ義務ヲ負擔セシムルコトハ正ニ當然ノ事ナリト雖過去二十有六年間ノ統治ノ實績ト現況ニ徴スレハ尙完全ナル兵役法ノ實施ハ尙早ノ憾アリ

軍ハ朝鮮ニ於ケル兵役法ノ完全ナル實施ヲ數十年後ニ想定シ之ニ至ル過渡的方法トシテノ志願兵制度ヲ採用スルト共ニ朝鮮統治ニ對シ兵役法ヲ安心シテ實施シ得ル迄ニ朝鮮人ノ形而上下ノ改善ヲ要望シ且總督府ニ對シ軍ノ意向ヲ強ク注入シ以テ軍、總督府一体朝鮮統治ノ改善ニ邁進センカ蓋シ其効果タルヤ言ヲ俟タサルトコロナリ

(二) 朝鮮人ニ與フル効果

取敢ヘス朝鮮總督府ニ要求スヘキモノ第二項ノ如シ

(1) 政治ハ人心ノ機微ニ投セサルヘカラス今ヤ朝鮮一般ノ民衆ハ皇國ノ精神ト實力トヲ確認シ皇國臣民タルノ光榮ト矜持トニ均霑セントシ自ラ進テ日本人化セントスルノ動向ニ在リ然ルニ一部ニハ尙内鮮差別的待遇依然トシテ存在セル爲彼等朝鮮人ハ憂悶ト嫉視ノ間ニ巧ニ彷徨シ光明ヲ失ヒツツアリ

此機會ニ於テ内鮮一如無差別的待遇ノ第一段階トシテ本制度ヲ實現セラレンカ朝鮮一般民衆ノ明朗ト元氣トハ一舉ニ附與セラルヘク發刺タル元氣ト明朗ナル精神トニ躍動スル國民ノ飛躍的發展向上ハ蓋シ偉大ナルモノアルヘク効果期シテ待ツ

ヘキノミ

(四) 國難ニ臨ミテ祖國ノ防衛ニ殉スルハ愛國心ノ至大至高ノ顯現ニシテ國土防衛ヲ擔任セス君國ニ殉スルノ氣魄ニ燃ヘサルモノニ最大ノ愛國心ヲ要求スルモ亦得ヘカラス

是ヲ以テ今日朝鮮人ニ國土防衛ノ責務ヲ分擔セシメンカ祖國愛ハ自ラ昂揚發揮セラルヘシ

(イ) 朝鮮人ヲ軍隊ニ收容シ嚴肅ナル皇軍精神ヲ實踐涵養セシメンカ管ニ朝鮮人志願兵ノ精神ヲ陶冶鍛練スルノミナラス更ニ之カ除隊歸郷ノ後鮮人青壯年層ノ中堅的存在トシテ郷黨閭里ニ及ホス有形無形のノ効果ハ蓋シ甚大ナルモノアルヘク之カ利用ノ方途ニシテ當局者其宜シキヲ制センカ効果又至大ナルヘシ

ニ本制度ノ施行ト共ニ總督府ニ要求スヘキ具体的條件

本件ニ關シテハ曩ニ本年六月具申シタル意見書ニ詳述シタルトコロナルカ其要旨ヲ摘録スレハ左ノ如シ

(1) 朝鮮人ニ對スル教育諸施設及其内容ニ付左ノ如ク大刷新ヲ行フ
コト

(一) 朝鮮人兒童全部ノ就學ヲ目途トシテ小學校ヲ整備シ漸次義務教育制度ヲ採用スルコト

(二) 小學校教育、教材教育法其他ノ諸施設ヲ刷新シ特ニ朝鮮兒童ニ尊嚴ナル國體ノ透徹セル理解ト旺盛ナル國家的意識ノ涵養トニ關スル教育ヲ振作徹底セシメ「我等ハ皇國日本ノ臣民ナリ」トノ強キ信念ト矜持トヲ堅持セシムルコト

(ロ) 志願兵訓練所ヲ設置シ現役志願者ヲ收容シ之ニ約六ヶ月ノ豫備教育ヲ施スコト

前項訓練所ニハ教育ニ必要ナル現役將校下士官ヲ配屬スルコト
(ハ) 除隊者ノ職業ヲ保障シ且之カ利用ヲ圖ルコト

（以下は非常に淡く印刷された文字で、ほとんど読み取れない）

日本制度ノ利害對策及將來ニ於ケル實績ノ見込

(一) 朝鮮人志願兵ヲ野戰師團ニ混入セシムル場合ノ利害ニ就テ

(1) 戦力ノ低下ニ就テ

朝鮮人志願兵ヲ野戰師團ニ混入使用センカ其素質就中精神的訓練ノ精到ナラサルノ故ヲ以テ戦力ヲ低下スルノ虞アリトノ説ヲナス者アリト雖過去ニ於ケル補助憲兵及朝鮮警察官ノ匪賊討伐戰ニ於ケル活動ノ經驗ニ徴スルモ殆ト杞憂ニ屬スルノミナラス寧ロ指導宜シキヲ得ハ内地人ニ伍シテ遜色ナキ活動ヲ期待シ得ヘク更ニ當分其數ヲ在隊者ノ一割見當ニ制限セハ之ニヨリテ假リニ戦力ヲ弱メラルモノアリトスルモ其禍害ハ僅少ナルモノト豫想セラル

(四) 内鮮人感情ノ疎隔ニヨル反感ニ就テ

内地人ト朝鮮人志願兵ヲ同一部隊ニ收容センカ小數ノ朝鮮人志願兵ハ多數ノ内地兵員ヨリ精神的ニ物質的ニ壓迫ヲ受ケ其間ニ感情ノ疎隔ヲ招來スル虞アリトナスモノアリ

然レトモ在鮮部隊ニ屬スル兵士ハ内地ノ夫レト異リ朝鮮人ト日夜接觸シ大衆朝鮮人ノ生活ニ親炙シアル關係上感情ノ疎隔ハ内地ニ於テ想察スルモノトハ全然其趣ヲ異ニスルモノアリ就中支那事變發生後ニ於ケル朝鮮人ノ獻身的奉公ノ至誠ハ在鮮部隊ノ將士ヲシテ感激セシムルモノアリテ内鮮融和ノ實ハ急速ニ昂揚セラレツツアリ依テ此好況ニ加フルニ當局ノ指導監督宜シキヲ得ンカ其結果必スシモ悲觀スヘキモノニアラサ

ルヘシ宜シク軍部ハ此等反感ヲ除去スヘキ不斷ノ努力ヲ拂ヒ以テ内鮮融和ノ範例ヲ示スノ概アルヲ要ス

(イ) 朝鮮人志願兵ヲ野戰師團中ニ包含セシメンカ如實ニ國防ノ重荷ヲ分擔セシムルモノニシテ鮮内民衆ノ皇國精神ヲ作興シ國防意識ニ燃エシメ舉國一致將來ノ聖戰ニ殉スルノ大義ニ銘肝セシムルニ大功アルヘシ

(ニ) 朝鮮人志願兵ノミヲ以テ防衛部隊等ノ特殊部隊ヲ編成スル利害朝鮮人志願兵ヲ特殊扱トナシ防衛部隊ノミニ使用セントスルカ如キハ内鮮一如ノ根本的指導精神ニ背馳スルモノニシテ志願兵制度創設ノ効果ノ大半ヲ没却スルモノト謂フヘシ

尙戰時ニ於テ在郷ノ朝鮮人志願兵ヲ召集充當スルニ方リ適宜防

衛部隊ニ按配セラルルハ職テ差支ナキモ當初ヨリ防衛要員ノ獲得ノミニ目的ヲ限定スルハ適當ナラス

③對策

朝鮮人志願兵ノ採用ハ皇基ヲ恢弘シ皇謨ヲ扶翼シ奉ル皇軍ノ大使命ニ透徹セル精神教育ヲ朝鮮人ニ徹底セシメ朝鮮人ヲ均シク皇化ニ潤ハシムルト共ニ國防力ノ增強ニ資セントスルニ在ル以上朝鮮人志願兵制度ノ採用ニ伴フ戦力低下、内鮮感情ノ不融和等ニ對シテハ豫備教育ノ實施ニ依リ之カ匡救ノ爲適宜善處シテ以テ内鮮不二一の國防力増大ノ大功獲得ニ邁進スルヲ要ス

5690



別冊第二

朝鮮人志願兵制度ニ關スル意見

昭和十二年六月 編製

朝鮮軍司令部

朝鮮人志願兵制度ニ關スル意見

判 決

朝鮮人ニ皇國意識ヲ確把セシメ且將來ニ於ケル兵役問題解決ノ爲メノ
 試験的制度トシテ朝鮮人壯丁ヲ志願ニ依リ現役ニ服セシムル制度ハ朝
 鮮ノ現状ニ鑑ミ最小限左記諸條件ヲ附隨セシムルニ於テハ成ルヘク速
 ニ創定スルヲ可トス

左 記

一、滿十七歳以上二十歳未滿ノ男子ニシテ現役ニ服スルコトヲ志願シ左
 記諸條件ヲ具備スルモノ

(1) 普通學校卒業又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有シ府尹、邑面長ノ保證

セルモノ

(ロ) 朝鮮總督府ニ於テ施設スル志願兵訓練所ヲ卒業シタルモノ

(ハ) 志願兵検査ニ合格シタルモノ

ニ採用シタル志願兵ハ概ネ左ノ取扱ヲナスコト

(イ) 當分ノ間歩兵部隊ニ配賦スルヲ本則トシ一部ハ志願ヲ斟酌シテ各

兵科各部隊ニ配賦ス

(ロ) 當分ノ間朝鮮内部隊ニ配賦ス

(ハ) 再服役及下士官志願ヲ許スコト

三、政府ハ朝鮮人ニ對スル教育施設及其内容ニ付左ノ諸件ヲ速ニ實施ス

ルコト

(イ) 朝鮮人兒童全部ノ就學ヲ目途トシ小學校ヲ整備スルコト

(四) 小學校教員、教材、教育法其他ノ諸施設ヲ刷新シ特ニ朝鮮兒童ニ

日本精神的教育ヲ振作徹底セシメ「我等ハ皇國日本ノ臣民ナリ」

トノ強キ信念ト衒恃トヲ堅持セシムルコト

(ハ) 志願兵訓練所ヲ設置シ現役志願者ヲ收容シ之ニ六月乃至一箇年

教育期間ニ就テハ一ノ豫備教育ヲ施スコト
更ニ研究ヲ要ス

(ニ) 前項訓練所ニハ教育ノ爲必要ナル現役將校、下士官ヲ配屬スルコ

ト

而シテ右要員ハ所屬部隊ノ定員外トス

四 制度施行後數年ニ亘リ豫期ノ成果ヲ舉クルヲ得サル場合ニ於テハ本

制度ノ實施ヲ中止ス

五 本制度實行ニ伴ヒ憲兵補制度ヲ廢止ス

理由

一、朝鮮ノ地理的環境ト其統治ノ成果トニヨリ期待セラルヘキ半島民心ノ動向カ皇國々防ト密實不可分ノ關係ニアルハ更メテ喋々敘述ヲ要セサル所、特ニ朝鮮民族對日思想ノ健否ト其皇國意識ノ張弛トハ實ニ朝鮮自体ノ防衛上看過スヘカラサル重要問題タルハ勿論、半島カ我對外作戰實施ニ當リ直接背後ノ大兵站地域タルノ使命ヲ負荷セラレアル關係ヲ顧フ時、半島民心趨向ノ善導ハ現下ニ於ケル重要焦眉ノ大問題タルヲ失ハス然ルニ今辭ニ半島統治ノ現況ト之ニ對シ滔々トシテ隱然底流スル朝鮮民族ノ反撥、自棄的思想ノ儼存ヲ看取スルトキ、吾人任ヲ朝鮮ノ防衛ニ承クルモノ斷シテ晏如タル能ハサルモノアリ、特ニ遠カラス重大危局ノ勃發ヲ覺悟セサルヘカラサル現下

ノ情勢ニ鑑ミ、爲シ得ヘクンハ一面、半島民心ノ善導ニ貢獻スルト
共ニ朝鮮ノ防衛ヲ安固ニシ延イテ皇國々防ノ完璧ニ資センコトヲ期
セサルヘカラス

而シテ其具體的策案ニ至リテハ固ヨリ多種廣汎ニシテ茲ニ敘述ヲ略
スルモ畢竟其目的トスル所ハ朝鮮民族ヲシテ可及的速ニ皇國臣民ト
シテ皇親ヲ扶翼シ奉ル精神的存在タラシムルノ一事ニ歸ス、是ヲ以
テ朝鮮人志願兵制度問題ノ如キニ至リテモ其實行ノ方針ヲ此根底ニ
置クコトナク單ニ人的資源ノ補足ヲ理據トナシ、甚タシキハ鮮人平
等權獲得熱ニ迎合セントスルカ如キ淺薄ナル御都合主義ニ墮スルカ
如キハ斷シテ採ラサル所ナリ

宜シク慎重研鑽以テ皇國々防並朝鮮ノ防衛上聊カモ禍根ヲ將來ニ胎

サ、ルヘキ方策ヲ立案セサルヘカラス

二 惟フニ、日韓併合ノ事タル蓋シ皇道宣布、天業恢弘ノ天意ニ卒由セ
 ルモノニシテ彼ノ外國カ殖民地ヲ搾取地帶化スルヲ目的トスルモノ
 ト斷シテ日ヲ同ラシテ談スヘカラサルハ勿論ニシテ史實ニ徴シ我ト
 同種同族ナル鮮人ヲ眞ノ天孫民族トシテ一如同体タラシムヘキ所以
 ヲ如實ニ明示セル劃期的事業タリシナリ然ルニ朝鮮ハ其ノ半島的地
 理關係ニ歴シ古來日支兩勢力ニ對シ交々追從附和ヲ余儀ナクセラレ
 シ關係上國民的氣魄逐次消磨シテ因循姑息事大思想ニ墮シ加フルニ
 動々モスレハ權利ヲ叫フニ急ニシテ義務觀念ニ乏シキ今日ノ惘然タ
 ル狀態ヲ醸スニ至レルモノニシテ觀シ來レハ一掬同情ニ堪ヘサルモ
 ノアリ、茲ニ於テカ其ノ統治ノ根本方針ハ正ニ速ニ昔日ニ於ケル眞

ノ日本人ニ還元セシメ名實共ニ朝鮮ヲシテ皇土ノ一部トシテ内鮮一如ノ天業恢弘的天孫民族タラシムルヲ以テ目的トセサルヘカラス之ト同時ニ在鮮内地人ヲシテ宜シク朝鮮ヲ以テ墳墓ノ地トナスノ決意ト飽ク迄モ皇國精神ヲ堅持スル「朝鮮人」タルノ雅量ヲ把持セシメサルヘカラス。若シ夫レ在鮮内地人ハ飽ク迄内地人ニシテ獨リ朝鮮人ノミヲ日本人タラシメントスルカ如キハ畢竟片務的處置タルノ講ヲ免レス、是ヲ以テ速ニ戶籍法ヲ朝鮮ニ施行シ朝鮮永住内地人ヲシテ名實共ニ朝鮮ニ在籍セシメ對國家的義務ヲ朝鮮ニ於テ履行セシムルノ處置アルコト必要ナリ否レハ現下鮮人有識者ハ固ヨリ一般農民ニ至ル迄半島在住内地人ヲ目シテ一ノ懸掛的出發者トナシ衷心ヨリ進ンテ融合和樂ノ途ニ就カンコトヲ庶幾セサル現狀ヲ打開一掃ス

ルコト至難ニシテ内鮮一如ノ實現亦百年河溝ヲ待ツニ等シキノ憾ナ
キ能ハサルナリ。深ク思ハスンハアルヘカラス

朝鮮統治ノ根本方針ニ歸シテハ概ネ前述ノ如シト雖、其實行ノ爲ノ
賭政策ニ關スル意見ニ至リテハ別ニ總督府ニ提示スルコトトシ以下
單ニ首題志願兵制度問題ニ對シ特ニ關係アル朝鮮人ノ精神陶冶法ニ
就キテノミ説述セントス

三、抑々兒童ノ精神教育ハ家庭ノ躰ト學校ノ教育ト互ニ緊密ナル連絡ヲ
保持シツツ懇切叮嚀ニ實施スルコトニヨリ始メテ其貫徹ヲ庶幾シ得
ヘシ然ルニ現在家庭ニ父タリ母タルノ鮮人ハ過去ノ怠惰遊逸的生活
ト被壓迫觀的零團氣ノ裡ニ只單ニ今日ヲ過スニ急ナル存在ニシテ子
弟教育ニ任スル素質ヲ備ヘス日韓併合後四半世紀ニ亘ル總督政治期

間ニ於ケル教育諸施設ハ畢竟スルニ刷新ノ必要ニ迫ラレツ、アル内地教育ノ模倣ニシテ徒ニ形式ニ墮シ教員ノ精神的教養亦甚々低級ナルノ譏ヲ免レス

茲ニ於テカ先ツ教員ノ素質教養ノ向上ヲ計ルヘキ施策ヲ行フヲ先決條件トナシ義務教育制度ヲ普及徹底セシメ學齡兒童全部ノ就學ヲ期シ而モ日本精神教育ノ重點ヲ傾倒スル如ク改善セサルヘカラス如斯クテ教育セラレタル兒童五六十歳ニ達シ家庭ニ主人主婦タル時始メテ家庭教育ニ於ケル兒童ノ皇魂ニ對シ學校教育ト相俟ツテ有效ニ培ヒ得ルコトトナルヘシ即チ此際朝鮮教學ノ施設ヲ斷乎改善スル場合ニ於テモ向後五十年ニシテ朝鮮ノ皇魂教育始メテ軌道ニ乘リ得ルモノト考定セサルヘカラス然レトモ此五十年ハ教育行政ノ運用ニヨリ

半減否更ニ短縮シテ十五年乃至二十年間ニ其目的ヲ達成シ得ル如ク
努力セサルヘカラス是ニ於テカ庶政一新ノ要内地ヨリ更ニ切實ナル
モノアリト謂ハサルヘカラス

現行普通學校、高等普通學校ノ名稱ヲ廢シテ小中學校ト合併シ内鮮
共學ノ處置ヲ講スルコトモ亦鮮人精神文化向上ノ爲切要ナル施策タ
ルヲ失ハス

若シ夫レ學齡兒童全部ノ就學ハ智育偏重ヲ來タシ教育亡國ノ弊ニ倣
フモノナリトノ論議ハ當然内地教育ニモ適用セラレヘキ譏ニシテ之
ニ對シテハ小學卒業者ノ大部ヲ實務教育機關ニ進マシメ高等教育專
攻者ハ需要ヲ見込ミ年々之ヲ限定スルコトニ依リ解消セシメ得ヘキ
ナリ

緋テ軍隊教育ノ要諦ヲ考察スルニ其主トスル所ハ盡忠報國の皇國精神ノ鍛練ニ在リ

而モ之ヲ僅ニ二年間ニ完成セサルヘカラサルヲ以テ入營壯丁ハ皇魂的精神素質ニ關シ既ニ十分教養アルモノタルヲ要ス然ルニ鮮人ヲ内地人同等ノ兵役義務ニ就カシムル爲ニハ少クモ向後十五年乃至二十年ノ日子ヲ要スヘキコト前述ノ如シ特ニ況ンヤ内地壯丁ト雖我國現下ノ家庭及學校ニ於ケル教育制度不十分ナル原因ニ坐シテ精神的教養庶幾ノ點ニ達セサルヲ願フ時朝鮮人兵役問題ヲ決定センカ爲ニハ先ツ總督府ニ於ケル教育施設ノ劃期的改善ニ伴ヒ内地人ニ比シ更ニ強度ノ精神教育施設ノ實行ヲ先決要件トナシ且愈々兵役法ヲ朝鮮ニ施行スル場合ニ於テモ先ツ志願兵制度等ヲ試驗的ニ實施シ漸ク以テ

其緒ニ就クノ妥當ナルハ火ヲ賭ルヨリモ瞭ナリ

四 前述セシ所ニヨリ鮮人ヲシテ兵役義務ニ服セシムル爲ニハ鼻魂的教育施設ヲ完備徹底セシムルヲ以テ國防上絕對必要條件ト爲ス所以ヲ察知シ得ヘシ從テ總督府若前述ノ見地ニ基ク教育施設ノ完備ヲ閉却シ而モ兵役制度ノ採用ノミヲ高唱スルコトアリトセハ是蓋シ時勢ノ風潮ニ伴ヒ最近兵役義務カ國民的名譽行爲タルノ觀アルニ至リシ結果一部有識鮮人間ニ「國防ノ負擔ナキ民族ニ愛國心ヲ要求スルハ不合理的ナリ朝鮮人ヲシテ國防ニ任セシムルコソ日本ノ眞ノ國防ヲ全ウスル所以ナリ」トノ說ニ禍セラレ其裏面ニ「先ツ兵役義務ニ服スルコトニ依リ參政權獲得ニ邁進セントスル」伏線的提唱タルヲ想ハサル短見ニ外ナラスシテ所謂鮮人ノ人氣ヲ博セントスル御都合主義的

施策ナリト論斷スルモ決シテ失當ニアラサルナリ殊ニ況ンヤ鮮人ノ一部ハ兵役問題ニ關スル前述ノ提唱ニ對シ「吾人ノ權利ヲ剝奪シツツ寧ロ鮮人ヲ戰場ノ消耗品の勞役ニ驅使セントスル此種施策ニ應スルヲ好マス」ト叫フ者アルニ鑑ミル時兵役法ノ採用ハ吾人ノ人氣迎合策タルノミナラス動モスレハ思想惡化ノ原因タルコト絶對ニ之ナキヲ保シ難キヲ以テ特ニ慎重ナル檢討ヲ加フヘキ所以ナルヲ想ハサルヘカラス然レトモ今回南總督ノ提唱セル志願兵制度案ハ一面ニ於テ教育施設ノ改善向上ヲ伴ハシムルモノタルヘキコト當然ナルノミナラス一般兵役法ノ施行ニ先タツ段階的準備施策ニシテ而モ志願者ニ限リ之ヲ採用スル本案ノ實施ハ前述兵役ニ對スル朝鮮現下ノ通念上名譽義務ナリト思惟スル者ノミヲ服役セシムルコトトナルヲ以テ彼

等ノ進取の意氣ニ更ニ拍車ヲ加ヘ朝鮮統治ノ向上ニ資シ得ルノ利益
アルヘキハ看過シ得サル所ナリ

斯クシテ幸ニ鮮人ノ氣分ヲ一新セシムルコトヲ得ハ朝鮮防衛上ニモ
亦貢獻スル所少カラサルハ論ヲ俟タス

最近當局ニ於テ認定スル兵員資源ノ不足ニ對シ當軍ハ身体検査合格
例規中ノ身長ノ制限ヲ更ニ緩和スルコトニ依リ優良ナル多數ノ兵員
ヲ獲得シ得ヘキ検査場ノ實例ニ基キ直チニ贊同シ能ハサルモノナリ
ト雖鮮人壯丁ヲモ徵集スルコトニ依リ兵員資源ヲ益ト擴大シ得ヘキ
ハ理ノ當然ニシテ施設宜シキヲ制スルニ於テハ本問題ノ採用カ國防
上^益ル所アルヘキハ勿論ナリ

故ニ此際速ニ前述ノ皇魂精神教育ニ關スル現下ノ缺陷ヲ芟除シ尙且

今後ノ實行ヲ有效適切ナラシムヘキ方策ノ斷行セララルルニ於テハ將來ニ於ケル兵役問題解決ノ爲ノ試験的施設トシテ此際志願兵制度ヲ採用スルヲ可ナリト認ム

其以上朝鮮ノ統治並國防的見地ニ基キ志願兵制度ノ採用ヲ是認シ之ヲ實行スル以上朝鮮人入隊後ニ於ケル取扱ハ必然内鮮一律平等タラシムルヲ以テ其根本方針トナササルヘカラス苟モ區々タル理由ニヨリ差別的態度ヲ以テ之ニ臨ムカ如キハ斷シテ排除セサルヘカラス否サレハ本制度ノ採用ハ寧ろ害アリテ益ナキニ終ルヘシ

此ヲ以テ志願者ノ資格ハ内地人ト齊シク滿十七歳以上二十歳未滿トシ且入隊後資質ヲ備フル者ニ對シテハ下士官志願及再服役ヲ許スコトトスルヲ要ス

但前述セシ如ク一般鮮人志願兵ハ其敎養ニ於テ内地人壯丁ト著シキ軒輕アルヘキト國語ノ常用者少キ現況トニ鑑ミ普通學校卒業又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スルモノニ限定シ以テ内地人ノ敎育程度ト略均衡ヲ得シムルヲ要ス又鮮人壯丁ヲ内地人同様直ニ入營セシメンカ從來ニ於ケル其生育ノ環境ト普通學校ニ於ケル精神敎育ノ不完備トニ基キ到底内地人ト互シテ敎育ヲ受クルコト困難ニシテ返テ軍隊内部ニ於ケル融和ヲ阻害スル虞アルヲ以テ先ツ必要ナル豫備敎育ヲ附與シタル後入營セシムルコト絕對必要ナリ

右教育ハ純然タル軍隊教育ニアラス寧ロ精神教育ヲ主体トスル公民教育ナルヲ以テ總督府ノ施設スヘキハ當然ナルト同時ニ一面ニ於テ現役志願者タラシムル者ナルヲ以テ之ニ將校以下助教助手ヲ要スヘキコト亦論ヲ俟タス其定員ハ本然ノ軍隊教育ヲ阻害セサル爲定員外トナスヲ

要ス

更ニ鮮人壯丁ノ現状ニ鑑ミ先ツ比較的教育容易ナル歩兵部隊ニ配當スルコトトスルモ教育ノ成果ニ照シ特ニ特科ニ適任ト認メラルル者ニ對シテハ志願ニ依リ各兵科各部隊ニ配賦スルノ餘地ヲ在スルヲ適當トス六以上ノ如ク嚴選ヲ加ヘ更ニ徹底セル軍隊教育ヲ實施スル以上之ヲ完全ニ遂行セル除隊者ニ對シテハ總督府ニ於テ就職ヲ保證シ朝鮮人壯丁ヲシテ喜ンテ兵役ヲ志願セシムル外除隊者ヲシテ正業ニ安ンシ以

テ一般朝鮮人ニ對スル儀表模範トナリ社會善導ノ一助タラシムルコト必要ナリ

セ此クノ如クシテ志願兵制度ヲ創始スト雖本制度カ其根本精神ニ於テ義務ノ負擔ナルト同時ニ一面權利ノ附與卽鮮人ノ精神的自負心ニ培ヒ延イテ國防並統治上ニ好影響ヲ及ホサシメントスルモノナルヲ以テ一度制度實行ノ經驗ニ依リ鮮人ノ思想動向ヲ原因トシテ或ハ内鮮融和ヲ阻害シ或ハ軍隊教育上看過シ得サルノ缺陷ヲ發見シ又ハ除隊後ニ於ケル行動等ニ關シ豫期ノ如キ成績ヲ收ムルコト能ハスシテ反ツテ反對ノ結果ヲ招來シ又ハ萬一定員ヲ充足スルニ足ラサルカ如キ不振状態ヲ見ル場合ニ於テハ本制度ノ實施ヲ中止スルヲ要ス

尙参考ノ爲

- 一、朝鮮民族思想變遷概要
- 二、日蘇開戦ニ對スル朝鮮ノ觀察
- 三、朝鮮人ノ經濟狀態概觀
- 四、朝鮮兒童就學狀況

ヲ添付ス

朝鮮民族思想變遷概要

朝鮮民族ハ古來漢民族、滿洲民族及大和民族ノ爲曠時ハ征服セラレ曠時
 ハ其領民トナリ或時ハ屬邦民トナリ獨立ノ體面ヲ完全ニ保持シタルコ
 トナシ從テ民族ハ自主獨立ノ氣概ニ乏シク依賴心多ク懶惰ニシテ天惠
 人與ニ依存スルノミニシテ自ラ難局ニ處シテ民族的運命ノ開拓ニ努力
 スルノ氣魄モ無カリシハ歴史ニ明ナルトコロニシテ近世ニ於テモ彼ノ
 文錄慶長ノ役ニハ明ノ大ニ事ヘ日清ノ役ニハ清ニ依存シ日露戰爭ニハ
 露ニ傾キ日韓併合後ハ或ハ英ニ或ハ米ヲ利用シテ我カ羈絆ヲ脱セント
 セリ此ノ如ク朝鮮民族カ事大主義思想ニ墮落シタルハ其地理的環境ト
 四隣ニ強國ヲ有シタル爲累次強者ノ壓迫侵襲ヲ被リタルニ内ニ之ヲ反
 撥スルノ實力ヲ缺キタルニ因ルヘク此風潮ハ三千年ノ歴史ヲ經タルモ

ノニシテ之ヲ根本的ニ芟除スルハ容易ノ業ニアラサルナリ

然レテ日露戰役後日本勢力ノ半島侵入ニ慷慨タリシ朝鮮民族ハ排日思想ヲ高調シ事毎ニ反對ヲ稱ヘ反抗的氣勢ヲ揚ケ隱然其勢力ヲ涵養シ居タルカ帝國ノ韓國併合ニ會シ悲憤慷慨其極ニ達シ朝鮮軍政ハ暴徒ト化シ全鮮的ニ武力平定ノ必要ヲ見ルニ至レリ暴徒鎮定後ト雖民族的反感ハ強盛ニシテ陰ニ陽ニ反日的策動ヲ繼續シタルカ偶々歐洲大戰後米國大統領一ルースヘルトノ提唱セル民族自決主義ハ強ク朝鮮人ノ民族意識ニ拍車ヲ加ヘ獨立ノ氣運ヲ増進セリ加フルニ米國系宣教師ノ煽動ト天道教ノ策動トニ累セラレテ大正八年李太王殿下崩御ヲ機トシ獨立萬歲騒擾事件ヲ勃發セリ

萬歲事件ハ上海及東京ニ於テ畫策セラレ全鮮ニ波及シ鎮定ニ三ヶ月ヲ

要シタルカ當時全鮮各地ニ憲兵、警察官配置セラレタルニ拘ラス民心
 全ク爲政者ヲ離レタル結果一人ノ内通者モナク事前ニ發見スルヲ得サ
 リキ

然レトモ騷擾ハ頼ミタル列強ノ支持ヲ得ス何等朝鮮民族ヲ利スルコト
 ナキノミカ却テ各國ヨリ朝鮮民族劣等視セララルノ結果ヲ招來シ朝鮮
 民族ノ期待ハ全ク裏切ラレ強米頼ムニ足ラス民族自決ノ行ハレ難キヲ
 覺リ民族主義ノミヲ以テシテハ到底獨立ノ目的達成困難ナルコトニ
 到セリ於是其策動ハ逐次左傾的傾向ヲ帶フルニ至レリ

然レトモ騷擾事件後長谷川總督辭任シ齋藤總督就任シテ所謂文化政治
 ヲ布クヤ之ヲ目シテ萬歲騷擾ノ所得ナリト誤信シ全鮮ニ亘リ青年同盟
 權友會等ノ民族的結社擴大シ一層獨立運動ヲ鼓吹セリ即チ内ニハ總督

政治ヲ中傷シ日本帝國ノ國際的徵力並國力ノ貧弱及大和民族ヲ劣惡ナリト誹謗宣傳シ愚民ヲ煽動シ外ニ在リテハ滿洲、上海、沿海州、支那、米國在住ノ同志ト相結ヒ事端醸成ノ機ヲ窺ヒツツアリタリ

昭和四年偶々全南光州ニ學生事件勃發スルヤ忽チ全鮮ニ波及シタルカニ當局ノ彈壓ニヨリ平靜ニ復シ青年同盟及權友會ハ解散セリ

右民族的兩結社ノ解散ハ善化ノ爲ノ解散ニアラスシテ惡化センカ爲ノモノナリキ即チ農民同盟ハ共產主義ヲ奉シテ結成セラレ農民ノ共產化ヨリ惹イテハ總督政治ノ根本的破壞ヲ企圖セルモノナリキ

於是昭和六年ニハ左傾思想ハ漸次學生、勞働者、農民ノ間ニ侵潤シ休業、罷業、小作爭議、官廳襲撃、租稅不納同盟等頻出セルカ總督府ノ徹底的彈壓ヲ受ケ稍々衰微セル體ヲ呈セリ同年滿洲事變勃發スルヤ餘

内兵力激減シタルト國際聯盟ノ會議ニ於ケル帝國ノ情勢不利ナルヲ見
 ルヤ日本ノ敗滅ヲ冒信セル朝鮮人ノ思想大ニ動搖セシモ帝國ノ態度強
 硬ニシテ著々トシテ滿洲國ノ平定ヨリ建國作業ニ進展シ殊ニ軍事的ニ
 於テハ熱河ノ聖戰等人ノ心膽ヲ奪フモノアリタルト米國ノ對日態度舊
 態ヲ改メタルニ敏感ナルト國際聯盟ノ無力ニシテ頼ムヘカラサルヲ知
 リ列國各々其内情ニ苦ミ其廣言ノ一トシテ實現セシメ得サル實情ト歐
 洲ノ政治的動向今ヤ東亞ニ力強キ干涉ヲナシ得サルヲ看取シ今ヤ東亞
 ニ於テ日本以外ニ頼ルモノナキヲ如實ニ感得セシメラレタリ
 斯クシテ熱河作戰遂行後ヨリ帝國ノ滿蒙政策禮讓ニ豹變シ恰モ事變前
 ヨリ同政策ニ協調シアルカノ如キ態度ニ出テ或ハ國防獻金ニ或ハ皇軍
 慰問ニ或ハ軍隊ノ送迎ニ進ンテハ國防婦人會ノ創立又ハ入會ニ或ハ防

護國ノ結成等内地人ニ追隨シ其歡心ヲ需ムルト共ニ朝鮮人亦日本人ナ
リトスル立場ニ於テ滿洲國內ニ於テハ勿論朝鮮ニ於テモ其政治的ニ教
育^(的)又産業的ニ其地位ヲ向上セント圖ルニ至レリ

之ヲ要スルニ滿洲事變前ニ於テハ日本帝國ノ實力ヲ輕視シ在鮮五十萬
ノ内地人カ戰勝ノ餘威ト差別の待遇トニヨル優越感ヲ以テ朝鮮人ニ臨
ムト彼等亦被壓迫民族ナルカノ如キ歪曲セル感情トハ内鮮人間ヲシテ
犬猿モ雷ナラサシムルモノアリタリ之ヲ經濟的ニ見ルモ鮮人ハ内地
人ニ土地モ職業モ奪ハレ只管搾取ノ材料ニ供セラレツツアリトナシ内
地人ヲ目シテ資本主義的經濟侵略者又ハ吸血鬼ノ如ク思惟シ内地人ヨ
リ劣等視セララルル等不俱戴天ノ仇敵ノ如クニ感シ呼フニ倭奴ヲ以テセ

リ

然ルニ滿洲事變勃發後ハ在滿鮮人カ皇軍ニヨリテ述濟セラルルアリ皇軍ノ恩威併行ノ事實鮮内ニ報道セラルルヤ内鮮人精神融和、親善ノ氣分大ニ醸成セラレ内鮮協力以テ滿蒙問題ノ解決ニ乘リ出サントスル萌芽ヲ見ルニ至レリ而モ關東軍及滿洲國官憲ニ於ケル鮮人官民ノ重用等ハ内鮮人融和協調上大ナル效果ヲ齎シツツアリ

三、日蘇開戦ニ對スル朝鮮人ノ觀察

朝鮮人ハ内外ノ事情ヨリ日蘇開戦ハ時期ノ問題ニシテ不可避ノモノト思惟シアルモ其際日蘇何レニ歸屬スルヲ有利ナルヤニ就テハ滿洲事變勃發當初ニ於テハ大ニ迷ヒ或時ハ陸軍ノ國防宣傳ニ朝鮮人ノ協力奮起ヲ云々スルヤ直ニ日本陸軍ニ勝算ナキ爲ニ朝鮮人ノ協力ヲ要望スル

モノナリト判断シタルカ如キコトアリタルモ最近帝國々運ノ隆キタルヲ見テ歐露ニ於テハ格別ナルモ極東ニ於ケル日本軍ノ戦勝ハ疑フノ餘地ナカルヘシト思惟スルモノ多ク此際蘇聯ノ力ニ頼リ反日的行動ヲトルノ愚ナル所以ヲ認識セルモノト判断セララル

然レトモ日蘇開戦ノ際關係ナキ鮮人カ内地人ト區別セララルコトナク同時ニ蘇聯航空機ノ空襲下ニ損害ヲ被ルハ忍ビ得サルトコロナリト洩ラスモノアリ又以テ彼等ノ心情ノ一面ヲ物語ルモノカ

三 朝鮮人ノ經濟狀態概観

朝鮮産業ハ李朝積年ノ弊政ニ依リ疲弊其極ニ在リシカ日韓併合以來四半世期ヲ經其間官民ノ努力ニ依リ漸ヲ彪フテ發達シ殊ニ近年ハ内外ノ

好影響ヲ受ケテ躍進ノ一途ヲ辿リ其生産額ニ於テ始政當時ニ比シ農産
ハ四倍強ノ十億圓ニ近ク畜産ハ三倍餘ノ四千萬圓ヲ越エ林産ハ七倍餘
ノ一億萬圓ヲ越エ水産ハ大正四年ノ五倍一億三千萬餘圓ニ上リ鐵産ハ
十倍餘ノ一億ヲ突破スル等實ニ顯著ナル發達ヲ見ルニ至レリ然レトモ
朝鮮總戸數四百一萬戸中三百一萬戸ハ農民ニシテ實ニ全人口ノ八割ヲ
占ム

而モ其ノ農民中自作ハ二割弱自作兼小作二割強ニ過キスシテ小作五割
被俯者及火田民等一割ニシテ其ノ生活狀態ハ一般ニ貧賤困窮ノ狀態
ニ在リ

四朝鮮兒童就學狀況

(一) 緒言

現行朝鮮教育令ハ大正十一年四月一日ヨリ施行セラレ從來ノ内鮮人教育ニ關スル差別ヲ撤廢シ朝鮮人教育ノ程度ヲ向上シテ内地人教育及朝鮮人教育令ヲ一令ノ下ニ統一シ其制度組織ノ上ニ於テモ施設ノ實際ニ於テモ内鮮人同等ノ精神ヲ徹底セシメンコトヲ期セリ

唯朝鮮ノ特殊事情トシテ國語ヲ常用スル者ト然ラサルモノトノ教育ハ其言語ノ風俗ノ習慣ヲ異ニスル關係上多少ノ差異ヲ設ケ普通教育ニ於テハ教育機關ヲ異ニスルコトトシ内地兒童ハ公立小學校ニ朝鮮兒童ハ之ヲ普通學校ニ收容セシムルモ家庭ノ事情修學ノ便宜其他將來ノ生活上ノ必要等特別ノ事情アルモノニ付テハ兩者相互ニ入學シ得ルノ途ヲ開カレアリ

而シテ朝鮮教育上留意セル點左ノ如シ

一、國民的性格ノ涵養

國語ヲ常用セサルモノニ對シ國民タルノ性格ヲ涵養スルノ點ニ付テハ全教科目ヲ通シ最モ留意セルトコロニシテ尙帝國臣民タルノ自覺、道德的觀念ノ涵養等ニ付テハ特ニ其重要性ヲ認メ國體觀念ヲ明徴ニスルコトニ力ヲ致セリ

二、國語ノ普及

三、勤勞的訓練

四、思想ノ善導

(二) 普通學校

(1) 修業年限ハ六年ヲ本体トシ土地ノ狀況ニヨリ四年又ハ五年トナスコ

トヲ得シムル外大体ニ於テ小學校ト同一ナリ但シ左ノ諸點ハ稍ト趣
ヲ異ニス

(一) 國語ノ修得ヲ重要ナル教育課目ノ一トシタルコト

(二) 朝鮮語ヲ必修課目トナシ漢文ヲ隨意科目トス

(三) 歴史ニ就キ朝鮮ニ關スル事項ヲ稍ト詳ニ教授ス

(四) 公立普通學校ハ府（第二部特別經濟）郡島學校費ヲシテ經營セシメ
尙私立ヲ認ムルコトトシ大正八年三面一校増設計畫ヲ立テ大正十一
年ニ之ヲ完成シ昭和三年ニハ二面一校ヲ超ユル迄普及シタルカ昭和
四年ヨリ八ケ年間ノ豫定ヲ以テ一面一校ノ割合ニ達セシムヘク計畫
シ毎年百二十校内外ヲ増加シ昭和十一年迄ニ公立普通學校一〇一八校
ヲ増加セリ（十一年末迄ニ計畫殘餘五十六校）

之カ爲公立普通學校未設置面ハ六五ケ面ヲ殘セリ

更ニ昭和十二年ヨリ十ヶ年計畫ヲ以テ公立普通學校入學志願者ノ凡ソ全部ヲ收容スル方針ノ下ニ第二次朝鮮人初等教育機關普及擴張計畫ヲ樹立セリ

本計畫完成（昭和二十二年）ノ曉ニハ學齡兒童（男女合セテ）ノ五割ヲ就學セシメ得ルニ至ルヘシ

（ハ）然レトモ前述ノ普通學校ノ普及ハ經費ノ關係上現在ノ鮮人ノ就學志願ニ應スルノ餘力ナキ爲修業二ヶ年程度ノ簡易學校（府又ハ學校費）ノ設立ヲ認メ更ニ之カ増設普及ヲ圖ルコトトセリ之カ爲昭和十年既末ニハ簡易學校數五百七十八校兒童三萬五千六百六十五人ニ上レリ

表第一

普通學校入學狀況 (男女合計)						
年 度 別	入學志願者數			入學者數		
	朝鮮人	内地人	計	朝鮮人	内地人	計
昭和七年	127,634	54	127,688	103,866	53	103,919
昭和八年	181,057	60	181,117	148,105	58	148,163
昭和九年	229,536	81	229,617	163,198	79	163,277
昭和十年	281,026	161	281,187	173,396	158	173,554
昭和十一年	374,524	74	374,598	149,227	73	149,300

0728

附表第三

普通學校卒業者狀況 (男女計)								
年度別	卒業者数	卒業者狀況						
		官公署就職	教員	銀行會社	家事	上級教育就學	其他	死亡
昭和六年度	65,496	511	23	2,272	46,519	15,032	1,068	71
昭和七年度	67,844	588	64	2,451	47,243	16,307	1,112	79
昭和八年度	72,131	665	56	3,527	47,853	18,897	1,070	63
昭和九年度 (比率)	80,518 (100)	868 (1)	67 (0)	4,314 (5)	53,528 (67)	20,544 (25)	1,096 (2)	101 (0)

0729

付表第三

普通學校卒業者ノ上級教育就學狀況									
年 度 別	區 分	卒業者 總 數	右總數ノ内上級教育就學者數						
			中等學校 (師範含ム)	實業學校	實業補 習學校	小學校 普通學校	各種 學校	其他	計
昭和六年度		65,496	4,514	2,042	765	6,292	1,172	247	15,032
昭和七年度		67,844	4,381	2,141	894	7,624	1,122	145	16,307
昭和八年度		72,131	4,634	2,540	673	9,899	952	199	18,899
昭和九年度		86,518	5,167	2,564	597	10,515	913	788	20,544

0730

附表第四

朝鮮男童就學率調査

年次	男子總人口	推定學齡男童	就學男童總數	就學率
昭和11	10,769,916	1,453,939	623,337	42.9%
前等比較	+3,638,76	+47,774	+56,695	+2.6%
備考				
1. 人口ハ昭和十年十二月末現在 2. 推定學齡男童ハ人口ノ13.3%トス 3. 在學男童ハ昭和十一年四月現在				

0731

附表第五

朝鮮男女學童數 (昭和十一年度) (公立普通學校)			
區	分	人員	比率
男	童	545,890	100
女	童	135,795	25

0732

附表第六

朝鮮學童(男女合計)半途退學者調			
年 度	退 學 者	總 學 童	比 率
昭和十年度	31,863	681,345	5%
昭和九年度	36,704	605,153	6%
昭和八年度	40,743	533,388	8%
昭和七年度	50,611	488,058	11%

0733

附表第七

内地壯丁徴兵検査成績調査

年次	適齡者	受験人員	甲種	適齡者對甲種比率
大正 13	537,357	531,842	180,655	34%
" 14	531,062	521,991	175,950	33%
昭和 1	534,355	521,254	184,549	34%
" 2	597,012	581,307	194,887	33%
" 3	612,444	568,796	171,744	28%
" 4	626,141	505,819	178,979	29%
" 5	631,882	595,505	174,482	29%
" 6	647,859	619,146	178,355	29%
" 7	647,110	621,844	174,282	28%
" 8	655,771	631,099	178,994	27%
" 9	668,800	641,969	185,432	28%

0734

附表第八

朝鮮人壯丁数			
年次	適齡者	合格率	申種合格見込
昭和11年	236,938	2.5%	59,234
備考			
1. 適齡者ハ男子人口ノ $\frac{22}{1,000}$ ヲ採ル 2. 合格者ハ内地ヨリ 2% 低率トス			

0735

附表第九

普通學校卒業者甲種合格見込数増加状況

年次	官立普通學校 私立普通學校	卒業生数	甲種合格見込数(%)	昭和十一年ニ於ケル年齢	壯丁適齡年次
昭和16年	校	(62,337)人	15,584人	(9)才	昭和23年
" 11	2,382	58,634	14,658	14	18
" 10	2,248	63,979	15,995	15	17
" 9	2,130	55,900	13,970	16	16
" 8	2,017	50,570	12,642	17	15
" 7	1,893	47,151	11,788	18	14
" 6	1,776	46,474	11,618	19	13
" 5	1,641	46,178	11,544	20	12
" 4	1,502	47,762	11,940	21	11
" 3	1,425	49,751	12,438	22	10
" 2	1,339	46,359	11,589	23	9
大正15	1,260	32,650	8,162	24	8
" 14	1,189	22,829	5,732	25	7
" 13	1,109	14,107	3,527	26	6
" 12	958	8,391	2,098	27	5
" 11	810	4,138	1,034	28	4
" 10	677	1,214	303	29	3
" 9	561	14,396	3,599	30	2
" 8	484	13,942	3,485	31	大正15
" 7	464	13,590	3,397	32	14
" 6	443	12,088	3,022	33	13
" 5	418	10,706	2,676	34	12
" 4	400	9,535	2,383	35	11
" 3	384	8,470	2,117	36	10
" 2	354	6,371	1,592	37	9
明治45	331	5,297	1,324	38	8

備考

大正九年以前ハ尋常四年制ヲ採用シ
 大正十年以後ハ尋常六年制ニ依ル卒業生ヲ調査シ
 尋常四年程度ノ學校卒業者ハ表外トセリ

0736

0737

別冊第三



昭和十二年十一月

朝鮮人志願兵制度實施要項

朝鮮總督府

目次

- 一 志願者ノ資格ニ就テ
- 二 詮衡ニ就テ
- 三 準備教育ニ就テ
- 四 入營後ノ指導ニ就テ
- 五 除隊後ノ指導ニ就テ
- 六 採用定員ニ就テ
- 七 教育ノ刷新ニ就テ
- 八 施行期日ニ就テ

説明ターゲット

次の原稿

不鮮明

0739~0755

4年 6月 26日

主務者又は

撮影立会者

加部東保夫



一、志願者ノ資格ニ就テ

(1) 思想堅固、品行方正、性質善良ニシテ皇國臣民タルノ自覺ニ徹シ

タル者タルコト

(註) 前科者殊ニ民族主義、共產主義運動等ニ關係セシ者ハ之ヲ

採用セス

(2) 身体強健ナル者タルコト

(註) 特ニ傳染病又ハ遺傳性疾患ノ有無ニ付留意スルヲ要ス

(3) 年齢ハ十七年以上二十才未滿ノ男子タルコト

(4) 修業年限六年ノ初等學校以上ノ學校ヲ卒業シタル者タルコト

(5) 成ルヘク青年訓練所又ハ青年學校其ノ他ノ規律的團體ノ訓練ヲ經

タル者タルコト

一

(6) 國語ニ習熟シタル者タルコト

(7) 普通以上ノ生計ヲ營ミ且素性可良ナル家庭ノ者タルコト

(註) 本人ノ入隊ニ依リ家計上支障ヲ來ササルモノタルヲ要スト

共ニ戸主又ハ家族ニシテ主義運動等ニ關與シアル家庭ノ者

ハ之ヲ採用セス

(6) 戸主及親權者(又ハ後見人)ノ同意ヲ得タル者タルコト

(9) 府尹、邑面長ノ保證シタル者タルコト

ニ志願者ノ詮衡ニ就テ

(1) 詮衡ニ當リテハ成ルヘク全辭ニ亘リ廣ク分布スルヤウ考慮スルコト

(2) 人物詮衡ノ萬全ヲ期スル爲概ネ左記要領ニ依リ嚴密ナル身上調査ヲ爲スコト

記

(イ) 師團長ハ二十才未滿現役志願者ヨリ差出スヘキ願書及身上明細書ヲ徵兵検査期日二月前ニ提出セシメ直ニ所轄道知事ニ送付ス

(ロ) 道知事師團長ヨリ願書及身上明細書ノ送付ヲ受ケタルトキハ直ニ所轄警察署長ヲシテ其ノ記載事項ノ確否ヲ調査セシムルト共ニ別紙様式ノ志願兵身上調査書（戸籍謄本添付）ヲ作成報告セ

ニ

シム

(ハ) 道知事警察署長ヨリ調査報告ヲ受ケタルトキハ採否決定上参考
トナルヘキ意見ヲ附シ徴兵検査期日二十日前迄ニ師團長ニ送付
ス

0743

素 行	性 質	本		人		氏名生年月日	現 住 地	本 籍 地
		妻 帯 ノ 有 無	資 産	歴 職 業	本 經 教 育			

(別紙)

志願兵身上調査書

		人			本	
事 其 ノ 他 参 考 項	郷 黨 ノ 風 評	賞 罰	宗 教	軍 事 教 練 又 ハ 青 年 訓 練 課 程 修 得 ノ 概 況	思 想 傾 向 特 ニ 社 會 運 動 關 係 ノ 有 無 其 ノ 狀 況	交 友 關 係

0745

血 族 關		家 族 關 係				
處刑者ノ有無其ノ 狀況	遺傳性疾患者又ハ 自殺者ノ有無	家庭ニ非サル者ノ 環境	資 産 並 生 計	家 族 ノ 思 想 運 動 關 係ノ有無其ノ狀況	家 庭 ノ 狀 況	家 庭 ノ 氏 名 其 ノ 職 業 並 健 否

四

係 其ノ他参考 事項	警察署長總括所見 昭和 年 月 日 何々警察署長 氏 名 印	知事所見 昭和 年 月 日 何道知事 氏 名 印
------------------	---	---

三 準備教育ニ就テ

朝鮮總督府ニ訓練所ヲ設置シ志願兵採用ノ決定ヨリ入營迄ノ間ニ於テ概ネ六ヶ月之ニ收容シテ準備教育ヲ施スモノトス

四 入營後ノ指導ニ就テ

嚴密ナル詮衡ヲ經テ採用決定シタル者ニ對シテハ原則トシテ内鮮無差別トシ現行制度ヲ適用ス即チ教育、再服役、下士官志願、給與等凡テ内鮮人同一ノ扱トス

五 除隊後ノ指導ニ就テ

現役滿期後又ハ下士官任官後除隊シタル者ニ對シテハ在郷軍人トシ

五

テ兵籍ヲ保有セシムルト共ニ一般朝鮮民衆ニ對スル國體觀念ノ培養、日本精神ノ鼓吹等ニ付テハ指導者タルノ光榮ト責務ヲ感得セシムル様指導ス之カ爲積極的ニ警察官、消防組合員等規律統制アル官吏、團体員ニ採用シ軍事教育ニ依リ体得シタル精神ヲ最モ有效適切ニ活用セシム

六 採用定員及配賦ニ就テ

- (1) 當分ノ間歩兵部隊ニ配賦スルヲ原則トシ一部ハ志願ヲ斟酌シテ各兵科部隊ニ配賦ス
- (2) 當分ノ間朝鮮内部隊ニ配賦ス
- (3) 人員ハ當分ノ間總計約五百人トス

七 教育ノ刷新ニ就テ

別冊「國民教育ニ對スル方策」ニ依ル

八 施行期日ニ就テ

昭和十三年ヨリ施行スルモノトス

0750



國民教育ニ對スル方策

昭和十二年八月
學務局

一、國民教育ノ普及及整備計畫

(イ) 昭和十一年度ニ於テ一面一校計畫ヲ完成シ昭和十一年五月末現在ニ於ケル公立普通學校數ハ六年制ノモノ一、二、五、六、校、四年制ノモノ一、一、五、五、校ニシテ其ノ在學兒童數ハ七六三、〇九五五人ナリ

(ロ) 昭和十二年度ヨリ十箇年ヲ期シ普通學校ノ倍加擴充計畫ヲ樹立シ昭和十二年度ヨリ之カ實施ニ入りタルカ今回更ニ計畫年限ノ短縮ヲ計リ十三年度以降五箇年間ニ之ヲ實施スルコトトス右ニ依リ昭和十七年度ニ於テハ在籍兒童數ニ於テ現在ノ略二倍即チ一、四、六、五、六、五、六、八ニ達スル見込ナリ

(ハ) 現在ノ四年制度ノ普通學校ハ今次ノ倍加擴充計畫完成迄ニハ之ヲ六年制ニ延長スル方針ナリ

(二) (ロ)ノ計畫完成ヲ俟チ昭和十八年度以降十箇年ヲ期シ更ニ倍加普及計畫ヲ實施シ以テ學齡兒童ノ殆ント全部ヲ收容スルコトヲ期スル方針ナリ

現在實施中ノ第二次計畫ノ完成ニヨリ朝鮮人學齡兒童ノ就學率約六〇%ニ達スルヲ以テ右ヲ期シ義務教育制度ノ實施ヲ考慮スル方針ナリ

(ハ)前各項ニ依リ普通教育ノ普及ニ因ル朝鮮人ノ國語普及ノ狀況ヲ考察スレハ昭和二十七年ニ於ケル國語ニ習熟スル朝鮮人數ハ八〇九六〇九二人ニシテ同年ニ於ケル六歳ヨリ四十九歳ニ至ル朝鮮人人口ノ約四割二分ニ相當ス

(ト)前號ニ依リ徵兵適齡者ノ國語習得ノ情況ヲ考察スルニ昭和三十五年

ニ教育内容ノ改善刷新

(1) 内鮮學校ノ名稱統一ヲ圖ルト共ニ之カ教育内容ヲ刷新シ國民教育ノ徹底ヲ期シ殊ニ朝鮮人ヲシテ日本國民タルノ自覺ヲ徹底セシムルコトトシ學校ニ於ケル朝鮮語ノ教授ハ逐次之ヲ廢止スル如ク措置スル方針ナリ

(2) (1)ノ趣旨ニ依リ教育令其ノ他附屬法令ノ改正ヲ行ヒ學科課程、教則、教材、教育法等ニ刷新改善ヲ圖リ概ネ昭和十三年四月ヨリ實施シ得ル如ク措置スル方針ナリ

(3) 官立師範學校ヲ増設シ有資格教員ノ養成ヲ計ルト共ニ教員ノ再教育ニ關シテ特別ノ考慮ヲ拂フ方針ナリ

三青年訓練所ノ普及計畫

(イ) 現在全鮮ニ於ケル青年訓練所數ハ昭和十二年七月末現在ニ於テ七二ニ過キス。教育ノ趣旨ニ鑑ミ遺憾尠ナカラサルモノアルヲ以テ可及的速カニ之カ増設普及ヲ圖ル方針ナリ

(ロ) 猶其ノ教科課程及入所年齢等ニ付テハ朝鮮ノ實情ニ即スル如ク改正シ斯教育ノ徹底ヲ期スル方針ナリ

度ニ於テ¹²後立普通學校卒業ノ適合者ハ約一九三〇〇〇人トナル（昭
 和二十一年度學校入學者數ヲ約四六〇〇〇〇人トシ其ノ性別ヲ男五
 五女四五ト假定シ）現在普通學校ノ性別ハ男八 女二ト更ニ二十歳
 ニ達スル迄ノ死亡率ヲ控除シテ算定ス）從ツテ同年度ニ於ケル適齡
 者總數約二十四萬人ニ對シ約七割八分トナリ國語ヲ解セサルモノハ
 二割余ニ過キサルトナル

9920

參考資料

別冊第四

目次

其一——宗教

其二——憲兵補

其三——朝鮮人巡查

其四——内地人營農者概況

其五——滿洲國ニ於ケル朝鮮人軍隊ノ概況

8840

其
一

宗
教

宗 教

一曰韓併合以前の状況

(1) 朝鮮在來佛教

朝鮮半島は古來佛教弘^通の地に

して高句麗は支那北方より之を傳へ

百濟は南方より新羅は高句麗より

傳へ爾後三國に於ては夫々名僧輩

出し上下擧つて之を信奉し佛堂伽
藍の建立頗る盛に行はれたり高
麗時代に入り佛法を以て國家鎮護
の法となし國費を以て寺刹堂塔の建
立盛となり上は國王より下は庶民に
至るまで信奉せざるはなく王子中より
も名僧を出す等隆昌を極めたり

然るに高麗末期に至り僧侶の墮落と
 政治に干渉^{せる}爲打撃を蒙り恰も當
 時朱子學興隆せし爲め愈々衰微の運に
 向へり

李朝に入り抑佛崇儒の國是を定め從來存
 在せる佛教十余の宗派を整理して禪宗
 教宗の二派となし國內無数の寺院中

右兩派に屬する三十六寺を認め等分し
して兩派に屬せしめ之に一定の財産を
給附し他は悉く之を廢して其の上田を
沒收し且之を取締を嚴にすると共に度
僧の制を設けて良民をして濫に僧尼と
なるを許さず又佛寺の創建を禁止する
外官吏の登用試験に佛説の引用を禁

する等官府の抑壓頗る甚しきものあり
於是寺院は社會を懸絶して僅に其財
産によりて維持せらるるに過きず僧侶は山
城宮殿等國家の工役に驅使せられ一
般社會の輕侮を受け深く山中に穩れて
僅かに餘喘を保ち久しき弊政の結果寺
刹の財産は散逸し殿堂は遊宴の巷と

變じ或は荒廢其の極に達し教勢今や
全く挽回の策なきに至れり

(四) 基督教

天主教先づ北支より傳來せしか其信徒
は朝鮮固有の祖先禮拜の風習に反
する行爲ありたるにより李朝正祖(一四八年
前)は同教を以て國家政教の根本を破壊

する異端と見做し之を嚴禁するの方針を
 確立し教徒は悉く捕へて極刑に處じ坊間
 流布の書籍を焚きたるか大勢は奈何とし
 する能はず國民の間に潛行彌漫せり

爾來第一回（純祖元年）第二回（憲宗五
 年）第三回（憲宗十一年）第四回（李大王三年）
 に亘り彈壓を加へられ處刑殺戮せられ

の二万三千人の多きに上れり然れども季
 大王十年（明治六年）大院君失脚し從來
 の鎖國主義は茲に一變せられ宗禁も亦漸
 次弛緩せり次に同十三年欧米諸國と
 通交條約成立するや天主教布教も黙
 認せらるるに至れり
 新教各派亦續々として入鮮し熱心に朝

鮮語を研究習得して布教事業に當り各派担任區域を定めて全力を注ぎ聯合會を作りて共同出版學校病院幼稚園其他の事業を經營し布教の基礎を固めたる爲其事業は異常の發展をなし世界布教上一特例を作るに至れり之蓋し朝鮮在來の宗教微力なるに緣由するル

主として各派宣教師及教役者の献身的努力を布教組織の完備せるとに因るものと謂はざるべからず

(ハ) 宗教類似団体

韓國の末期政綱の壊弛、社會の不安及時勢の變遷の副産物的發生として現出したるか宗教類似団体なり其魁をなす

ものは崔濟愚によりて創唱せられたる

東學にして儒佛道三者の長を採て

教義とし天主教即西學に對するもの

として東學と稱せしなり 後(明治三十九年)

天道侍天の二派に分裂せり

之と前後し種々の教團現はれたるか其説

く所多く迷信に趨り未だ宗教として認め

らるゝ域に達せず一部には荒唐無稽の説
 を流布して愚民を惑はし私腹を利せんと
 するものありたり其教を擧げに違なする其
 主なるものを擧ぐれば次の如し

(一) 天道教 侍天教 青林教 (共に東學より出
 て儒佛道の三教を折衷し道を天に承けた
 りと稱す)

(二) 吽哆教 (普天教) 太乙教 (同じく三教を折衷し道を天に承けたりと稱す)

(三) 大極教 大宗教 (儒教を奉し其復興を標榜す)

(四) 壇君教 大宗教 (朝鮮民族の鼻祖壇君を尊奉す)

(五) 関聖教 (関羽を崇拝す)

二日韓併合以後の状況

(1) 一般の状況

日韓併合となるや第一代總督寺内毅は訓諭して曰く「朝鮮に於ける宗教に關しては耶蘇教比較的弘く行はる而して其の布教の當初に於ては韓國の政治は大いに廢弛し宣教師は隨意に布教に従

事せるの有様なりき。信教の自由は古今

を通じて更なることなく、將來亦此の趣に日

に出るさるへからずと雖、今後朝鮮が我が統

治下に置かるべしに於ては、古昔政治の綱紀

紊亂したる時代とは、稍々趣を異にし、政治

上必要なる取締を要す。宗教と

政治とは之を混合すべからず、故に宗教と

係學校の如きは相當の監督を要すは
 勿論なりと雖從來殆外法權行はれ法
 規未だ完備せざる先ち之を撤回し給る
 の際なるか故に此の間は處すに方り無用
 の論議を惹起せざる様注意せさへからすと
 此くて朝鮮佛教に對しては明治四十四年
 六月寺刹令を改めて寺刹の体制及僧

侶行持の上に一大革新を加へ寺刹の
 基址及伽藍の用途を一定し傳法布教法
 要執行及僧尼止住の目的外に使用す
 ることに制限を加へ寺法を制定し各寺住
 職人物選擇の法を改め寺有財産の管
 理を嚴密にし本寺末寺の關係法燈相
 續の規定を定むる等時運の趨勢に適する

筒條を網羅せり。於是二万余の僧尼は相
當の保護を受け教化の事業に従事し得
ることなれり。

第二代長谷川総督は寺内前總督の施政方
針を踏襲したるか會々前期の後半より引
續きたる欧州大戦未だ終熄するに亘らす從
つて半島に及ぼす思想上政治上經濟上の影

響決して看過すべからざるあり豫ぬて海
外に在りて潜行しつゝありし併合及對派は半
島内の不平分子と叫合しウイルソンの民族
自決提唱と呼應して大正八年三月万歳騒
擾事件を惹起せしか本事件関係者中
堅の半は之基督教信者にして半は天道教
信者なるのみならず基督教宣教師就中

米國人宣教師の聲援の跡顯然掩ふ可
 からざるものあり此長老派經營の平壤崇實
 學校の如きは騷擾鮮人主謀者の巢窟と見
 做されたり

萬歳騷擾事件により長谷川統督に代りて
 齊藤實第三代總督に就任するや朝鮮統
 治一新の御詔頼を拜したるを以て武斷政治

を撤廢して文治政治に轉換し内地延長主義を採ることを内外に聲明すると共に宗教に對しては基督教及朝鮮在來の類似宗教團體の監督指導に十分の力を致すさるへからさる情勢に鑑み總督府内に宗教課を創設し宗教行政を其管掌事務となし政治と宗教の混淆整正に努めたり

其後第四代山梨總督時代 第五代齊藤總督時代共に特記すべき宗教上の變革は無かりしかく、第六代總督宇垣一成昭和六年六月に就任するや間もなく滿洲事變發生せしか、皇軍の向ふところ敵なく國際聯盟亦終に無爲無能を瀕らし滿洲國の洋々たる發達は朝鮮思想界に大なる變化を來たし宗教

宗教界に於ては政治的色彩を有する宗教
類似団体は逐次弾壓せられ天道教先づ無
力となり普天教亦其影を没し今や往年
の力あつたのなく基督教各派も逐次日本
帝國の實力と高遠なる理想を体認し其外
國人經營のものは漸次に其の数を減し内鮮
人經營に移りつゝありたり

最近支那事變勃發するや朝鮮半島思想
界は百八十度に近き轉回を遂げつゝあり宗教
に於ては類似宗教今や全く旧勢力なく基
督教亦朝鮮神宮に戰捷祈願祭を執行し
儒林の頑迷老人も亦朝鮮神宮前に額くに
皇たり各派宗教の日本化は著しく具現せ
らつゝあり

(四) 此の間内地宗教の進出状況を述べれば左
の如し

(一) 佛教

内地佛教は今を距る三百四十五年前天正十
五年に眞宗大谷派の僧侶釜山に布教せし

か文縁の後によりて中止せられたり明治時
代に入り明治十年同本山函館釜山に布

教師を派遣して開教してより日蓮宗、淨
 土宗、曹洞宗、臨濟宗、黃檗宗、天台宗等
 二十二派逐次に入鮮し夫々布教を開始せり
 然れども其布教は大部分内地移住者を
 對稱として行はれ朝鮮人に對し積極布教
 の實施をなす組織と熱意とに欠如せる爲
 め教勢は内地人間に及ぶにすぎずして鮮

人信者は總信者二十四万一千八百余人中一
千二百余人に過ぎぬ

(二) 神道教

内地神道の朝鮮に布教せらるるは明
治二十六年天理教の釜山布教を以て嚆矢
となす 次て同三十年神理教亦釜山に
開教し同三十九年宗教の宣布に関する規

則制定後金光教神理教大社教天理
 教相次て認可を受け大正四年八月布教
 規則發布に伴ひ他の諸派亦進出し

十教派布教者數五百余名信徒數九
 万人(内朝鮮人一万六千人)に上れり

神道亦内地移住者と對稱とせる爲め
 其組織内容及布教者に於て未だ十分

ならざるものあり 教勢は依然として一進一
退の状態に在り 朝鮮二十三百万大衆
に呼び掛くるには内地佛教と共に余りに
力薄き嘆なす能はず

三將來に對する施策に就て
朝鮮を日本化し朝鮮併合の目的を
貫徹せんか爲には幾多の施策なかる
へからず 宗教上の施策亦其有力な
る一要件多るは明白なる事實あり
而して宗教的に仁愛的に日本民族
の力を此半島に増大せしめて日本化の

増加率を強大ホらしむることを最も必要とす之か爲宗教を放擲して顧みざりし過去^への禍誤を清算し政宗混同の契を豫防しつゝ、國家國策の向ふ所援助すへきを積極的に援助支持し國語の普及文化の向上と相俟ち且つ宗教普及組織と人材の長

養とに力を致し以て万全を期せざるへ
からず若し夫れ現状のままに放置せんか
思想は破れて收拾の包囊なく信仰は失は
れ徳義亦地を拂はむ
豈夫れ内地人のみの不幸に止まらんや

1620

其二

憲兵補

憲兵補

一 憲兵補助員制度

明治三十九年日韓保護條約締結せらる
統監府設置せらるゝや朝鮮に於て憲兵の
創設を見たるか當時憲兵は一般警察務
に従事せず専ら電信線其他帝國權益
の保護に任ずるに過さざりし爲め朝鮮

人を憲兵に採用するの必要なく僅かに
鮮人通譯を雇傭することに依り充分用を
達し得たり

其後明治四十年迄は大体に於て憲兵制
度の變革を見ざりしか此間保護條約
及對統監政治反對の運動暴動年々遂に
熾烈を加へたるか明治四十年李太王の

海牙密使事件に座して讓位するの余議
 なきに至るや讓位反對の暴動發生せり韓
 國政府の請により長谷川軍司令官の指揮
 する日本軍隊之を鎮圧せしか海牙密使事
 件を契機として茲に内政監督に關する日
 韓新協約は締結せられ内政を日本政府の
 監督を受くるに至れり之と時を同ふして

朝鮮軍隊解散の詔勅發せらるゝや韓國旧
軍隊所在に暴動し日本軍隊に鎮壓せ
られたり國內の此の騷擾に鑑み日韓警察の
併合を行ひ且つ警察制度の擴充を行ひ
駐在所四百五十余ヶ所に日本人警官二千百
余名韓人警官三千二百五十余名を配置せり
此時憲兵亦大増員を行ひ新に憲兵補助

員制度を創設し朝鮮人を以て之に充て憲兵勤務を補助せしむることとなり（明治四十一年六月十一日韓國勅令第三十一號参照）此の憲兵補助員は明治四十三年日韓併合時迄韓國軍部大臣の所管に属し日本軍属の身分を附與して日本憲兵隊長の指揮下に在らしめられたり

憲兵補助員として明治四十一年七月第面に採
用せらるし人員は日本人憲兵は二千名の二倍
強四千百名の多数なりしか其實績著大に
にして年の経過と共に其の必要増大し殊に
明石將軍の憲兵政治により擴張せられ大
正三年には四千七百四十九名の多きに上れり
爾來大正八年まで四千七百名前後の憲兵補

助員を配属せり此約十一年の間憲兵補助員
の大編制の下に憲兵警察を執行し混乱を
極めたる半島治安の恢復と統監並統督政
治の遂行に貢献せり

因に朝鮮駐劄軍司令部發行朝鮮暴徒
討伐誌に依れば明治三十九年より明治四十
四年に亘る六年間に憲兵と暴徒との衝突回

数一千百九回殺戮せる暴徒三千六百余名

憲兵の死傷七十七名と誌されたるか其の間憲兵補助員の参加し貢献せる所大なるるのあらば想像に余りあり

然るに大正八年万歳騒擾事件發生に伴ひ警察制度改正せられ警務總監部廢止せられしと同時に憲兵隊と警察と全然分離せ

ら水憲兵隊は一般警察事務に關係せらる
ことなりたる結果憲兵補助員は三百二十三
名に減せら水憲兵補と改稱せらるゝに及れり

ニ 憲兵補

大正八年八月憲兵補助員を憲兵補と改稱し
陸軍平時編制要員中に加へ省令第二六號を
以て憲兵補規定を制定し其身分職務権限
を定められたるが現憲兵補規定の要目を摘
記するは左の如し
一、憲兵補は法制上固有の警察権を有せざる

も憲兵令第二十條による警察官廳の一構成
要員にして補助機關なり 更に憲兵

補規定第一條に「憲兵補は上官の指揮監
督を兼ね勤務に服す」とありて其職

務権限極めて強力性に富む

口 憲兵補の採用は次の條項に依る

規程第三條 憲兵補に朝鮮人にして憲兵補

志願者中在る各號に該當する者より之を
採用ス

一、年齢二十歳以上三十五歳以下なる者

二、禁錮以上の刑に處せらるることなき者

三、素行善良にして志操確實なる者

四、身長五尺一寸以上にして身体強健なる者

五、普通學校を卒業したる者又は之と同等

以上の學力を有する者

朝鮮憲兵隊長は自隊憲兵補の欠員に應じ
志願者を募集し体格検査、學科試験及
身元調査をなし朝鮮憲兵隊司令官の認可を受
け憲兵補を命ス

憲兵補は當初四等憲兵補（二等兵相當）に
採用す但し經歷技能に依り三等（一等兵相當）

以上の憲兵補に採用ス採用後概ね三ヶ月間所要の學術科を修習せしむ

志願者は募集者の数十倍に達するを例と

志其三分の一は中等學校卒業程度の學力

を有し警察官、一般官吏、教職員等現に

官公職に在るものの志願者勘りらす

ハ、憲兵補と憲兵下士官兵との比率

憲兵補は監督憲兵補(曹長相當)以下にして
 定員は大正十四年の軍備整理以降五
 十六名は激減せられ今日に及ぶか憲兵
 下士官兵との比較左の如し

憲兵	憲兵補	區分
五四	五	監督憲兵補 (曹長)
九一	八	上等憲兵補 (軍曹)
二九三	九	二等憲兵補 (伍長)
	三四	上等兵以下 三等憲兵補
四三八	五六	計

二 憲兵補の服務年限

最近三ヶ年間に於ける服役満期（死没者を含む）者二十六名に付調査せる結果左の如し

三十三年	最長	三年	平均
	最短		
		九年八ヶ月	

ホ 憲兵補の配置状況

憲兵補五十六名は國境警備と間島、蘇聯方

面在住朝鮮人多数なる現状に鑑み主力を咸鏡北道、平安北道に配置せり
 其の細分左の如し

大邱憲兵隊				京城憲兵隊		隊別	所屬
全南	慶南	慶北	京畿	京畿	道別	人員	
一	二	一	五	五			
羅南憲兵隊		咸興憲兵隊		平壤憲兵隊		隊別	所屬
咸北	咸南	平北	平南	平南	道別	人員	
二五	七	一二	三	三			

勤務狀況及成績

憲兵補は身分は軍屬なるも憲兵ニ伍して修養し軍人精神を砥礪し學術科を修得せる爲人格自ら備はり軍事知識法律知識亦相當に進み常識又涵養せられ鮮人の儀表たる衿袴を有し鮮人一般亦鮮人唯一の軍人なりと考へ相當の信頼をなすつゝ、

あり

従つて一般に熱心に服務し内鮮両語に通ず
る特性を發揮し克く外事、高等司法の
警察 務に活躍し憲兵隊の任務遂行に
寄與するところ甚なからず殊に滿洲事変
に於て滿洲及上海に從軍し各地に於て偉大
勲を建てしもの多く其内一名は殊勲を建て

金鷄章を授與せられたる外、鮮肉に或
 は江岸に勇敢に匪馬賊の討伐に従事し
 其功績亦没すべからざるものあり。此間一
 人の背反者又は逃亡者なく、悉く忠實に
 勤務に服し、成績を擧げつゝ、あり之力を爲憲
 兵補の存在は、今や朝鮮の特殊事情に即し
 たる有功適切にして、不可欠のものたるに至

水リ

ト、憲兵補除隊後の状況

憲兵補の給養は他の鮮人に比し優遇の部

に屬し、憲兵補中には在職中相當の蓄

財をなし者あり加ふるに概ね恩給を得て

除隊する爲生活安定し就職も亦容易

なるを退職者の多くは他に就職の目途

立ちしものにして官公吏又は独立自營
或は商業、農業、養鶏業、旅館營業等
に從事し地方の中堅として指導的地
位を占むるもの多し

PT00

其三

朝鮮人巡査

朝鮮人巡査

一 一般に就て

朝鮮總督府に於ては朝鮮統治上一般民衆と思
想言語相通する朝鮮人巡査をして當らしむる

ことの必要且便宜なるに鑑み多^數朝鮮人志願者
中より各道毎に所要の巡査を採用し其數總計
七千二百三名(昭和十二年十月現在)に上り

内地人巡査一に對し〇・七強の比率を示セリ

附記 内地人巡査總計 九八六五

朝鮮人巡査總計 七二〇三

合計 一七〇六八

之等の言語風俗習慣を同化する關係もあり特

に犯罪搜查査察に長し語學修習の特質を有し

朝鮮警察の對象が朝鮮人なる關係上大なる効

果を収めつつあり

二 採用状況

朝鮮人志願者中より學科試験体格検査及身上調査を實施し其結果優秀者を採用し之を四ヶ月間各道巡查教習所に入所せしめ教習したる上巡查に任命するを原則とす

志願者は採用人員の十五倍乃至二十倍に上るも普通學校卒業程度以上の者の大部分にして

一部中等學校専門學校卒業者あり其年齢は二十才乃至二十四才の頃の大多数にして三十才以上に達して志願するものも若干名あり
志願者の職業は農業最も多く總数の三分の二を占む其状況次表の如し

志願者學力並年齢調											
自昭和十七年											
至昭和十七年											
年齢別	普通學校卒業程度ノモト	高等普通學校卒業業程度ノモト	專門學校卒業業程度ノモト	年齢別	普通學校卒業業程度ノモト	高等普通學校卒業業程度ノモト	專門學校卒業業程度ノモト	年齢別	普通學校卒業業程度ノモト	高等普通學校卒業業程度ノモト	專門學校卒業業程度ノモト
二〇歳	四、三三九	一、一一二	一	三一歳	二、四二二	一、二		三一歳	二、四二二	一、二	
二一歳	六、一七六	二、九二二		三二歳	一、三四四	四		三二歳	一、三四四	四	
二二歳	六、二五七	二、六八		三三歳	六、八	五		三三歳	六、八	五	二
二三歳	四、七七四	二、〇二	四	三四歳	三、七	三		三四歳	三、七	三	
二四歳	三、五七四	二、〇五	六	三五歳	二、四	一		三五歳	二、四	一	
二五歳	二、八五六	一、五八	九	三六歳	一			三六歳	一		
二六歳	二、三六五	一、二〇	七	三七歳	一			三七歳	一		
二七歳	一、八七〇	一、〇六	一〇	三八歳				三八歳			
二八歳	一、六六七	五九	一	三九歳				三九歳			
二九歳	一、〇八五	七二	八	四〇歳				四〇歳			
三〇歳	六、六九	五一	七	合計	三、六一三九	一、六七〇		合計	三、六一三九	一、六七〇	六五

總計

三七、八七四

備考 本表ハ京畿、兗南、慶南ヲ除ク

		職業別調						
職業名	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	計		
職 業 名	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	計		
官 公 吏	一二九	二〇一	一四四	一五九	二一二	八四五		
面 書 記	二六二	一一九	一七〇	八六	七六	七一三		
軍 人	二	五				七		
官 公 署 雇 員	五五	六九	一四	五〇	一一	二〇〇		
同 備 人	三六三	三七四	一八三	二四八	三〇六	一四九四		
教 師 (<u>學校</u>)	六九	九三	七五	六九	一〇三	四〇九		
代 書 補 助	五	二四	六	四	九	四八		
農 業	四七三五	六三二五	三四〇二	四二八四	四〇八六	二二八三二		
商 工 業	六二七	六七七	六三七	四三三	三三七	二七一		
學 生	八	八	一	四	一五	三六		
其 他	一〇九六	九六三	八二九	六七九	九〇二	四四六九		

備考 本表ハ京畿、忠南、慶南ヲ除ク

採用試験成績調

自昭和七年
至昭和十一年

年別	志願者数	採用数	採			其ノ他	計	備考
			學科	体格	用者			
昭和七年	一六一九三	九〇一	二、四七一	一、四二〇	一、四〇一	一五、二九二		
昭和八年	一六、六一七	一、一〇七	一、四二五	二、三六四	一、七二一	一五、五一〇		
昭和九年	一、三三一	六六七	八、五一八	一、一九八	九、四八	一〇、六六四		
昭和十年	一〇、八五九	五六九	七、二九二	一、五〇〇	八、一三	一〇、二九〇		
昭和十一年	一〇、三三二	七五〇	七、五八四	一、〇七五	九、一三	九、五七二		
合計	六五、三二二	三、九九四	四七、二九〇	七、五五七	五、七九五	六一、三二八		

無職	合計
一〇、四二二	八、四一三
一、二六六	一〇、一三四
六六一	六、一三二
四八三	六、四九九
六五八	六、七一九
四、一一〇	六、七三三
	八、七四〇

三 教習に就て

朝鮮人巡査の教習は各道知事之を實施し四月
 間各道巡査教習所に入所せしめて教習するを
 原則とし特に精神教育に重きを置き常に國体
 觀念を明徴ならしめ日本帝國臣民として國家
 の官吏たるの信念を確持せしむること力を
 致し或は宮城遙拜神社參拜國吏の教養修養訓

話を存し或は生活環境を整理し以て人格の陶

治に意を注ぎ教養を實施しつゝあり

近時著しく改善向上せらるるあり

教養課目左の如し

イ 訓 育

ホ 警察法

リ 社會事情一般

ロ 法學大意

ハ 衛生警察

ヌ 國 史

ハ 刑 法

ト 警察實務

ル 語 學

ニ 司法警察

チ 服務心得

ヲ 點檢禮式

ワ 操 練
 カ 武 道
 コ 捕 縄 術

以上の外科外講演の時間を設け知名の士を招
 聘し修養訓話常識講話を実施す

四 朝鮮人巡査ノ給与

(一) 俸 給

月俸は教習期間(概ね四箇月)中二十八圓初任給
 三十五圓にし最高八十圓迄支給し得る規定な
 るも現在支給せる最高五十七圓なり而して其

(二) 手當

區分	平均給
昭和八年三月末	三八七二
同 九年三月末	三八二九
同 十年三月末	三八六八
同 十一年三月末	三八九九
同 十二年三月末	三九一三
五ヶ年平均	三八七六

の平均給実績は左の如し

勤務地別に左の等級に依り一齊に通譯手當
を支給す

勤務地別	支給月額
京城府	五圓
其 ^の 他 ^の 府及 道所在地の邑	四圓
邑	三圓
面	二圓

以上の外刑事會計其の他特種の技能を有し
且其の勤務に服する者には三圓乃至五十圓
の特別手當を支給し得る規定なるも之か實

際の支給平均額は約三圓五十錢なり又非番勤務手當として其の勤務時間に応じ三十錢五十錢七十錢を支給し得る規定なるも實際支給額は平均其の四割とす

(三) 國境地方在勤手當

陸接國境地方在勤者には土地の等級に依り月額一級地五圓五十錢二級地三圓の臨時特

別手當を支給す

(四) 被服帶具

使用期間を附し冬衣袴、夏衣袴、帽、日覆、下襟、冬手套、夏手套、冬肌着^(夏肌着)、冬靴下、夏靴下、短靴、護

謨製長靴、地下足袋等を給し又期間を附せず

して正肩章、略肩章、刀、外套、雨衣、手帳、捕縄、警笛、背負袋、革脚絆、ヘルメット、帽、腕章、拍車、彈藥

帶、防寒帽、防寒毛襟、防寒外套、防寒襦袢、防寒袴、
下、防寒手套、防寒靴、下、防寒覆面、防寒胴着、防寒
靴等を給す。而して前者を給與品、後者を貸與
品と稱せり。尚給與品中護護製長靴及地下足
袋は現品支給に代へ月額二十錢の代料を支
給す。

五、
服務狀況

朝鮮人巡査は採用時に於て比較的多数の志願者中より採用し得る關係上体力等相當優秀なるものを選び採用し且氣候風土に馴れ居る關係上統計上より見れば内地人巡査に比し休暇缺勤歩合少く勤務狀況一般に良好に向ひつゝあり

然れども規律觀念、責任觀念、及積極的に職務

執行の觀念に於ては内地人巡査に及はざる
ルのあり 規律觀念に於ては巡査任命前に
於ける規律訓練の經驗少きと傳統的な生活環
況の影響を受けたる爲規律違反に依る懲罰
事案は内地人の二倍以上に及へり然れども
之を五年以前に比すれば懲罰件数も激減し
漸次良好の傾向を辿りつゝあり

又責任觀念に於て内地人に比して薄き嫌
あり率先躬行減私奉公の氣概に於て十分な
らざる點あり消極的にして責任回避の風動
もすれば生ずるやに見受けらる然れとも最
近之亦著しく改善せられ國境方面の匪賊討
伐に又鮮内強盜の捕縛に挺身重傷を受けて
屈せず巡查最高の名譽たる功勞章を附與せ

0834

ら水たる者相踵て出つるに至たり

() 内は内地人の比率とす

朝鮮人巡査休暇及缺勤調査表 (最近五箇年間)

年種別	現員		体暇		缺勤		計		均勤人員	平均日数
	病氣	其他	病氣	其他	病氣	其他	合計			
昭和七年度	七、二三一	二、六七九	一、九三三	七、三二八	三、五五	三、三九九七	一、九六八七	五、三六八四	三五五八	七、四
昭和八年度	六、九九一	三、六七三	一、七八七	六、三九三	四、三二	二、九、九六六	一、八、二七九	四、八、二四五	三五七九	六、九
昭和九年度	七、二〇一	二、五〇三	一、九四三	七、九六六	五、三六	三、三、〇七一	一、九、九四九	五、三、〇二〇	三七三三	七、四
昭和十年度	七、二五七	二、六二四	一、九三二	九、二五二	四、八〇	三、五、四九二	一、九、六一三	五、五、一〇五	三六三〇	七、七
昭和十一年度	七、三四六	二、七二五	一、九一三	九、二八七	四、三六	三、六、五〇二	一、九、五四〇	五、六、〇四二	三六七〇	七、六
計	三、〇、二六	一、二、九〇〇	九、四八七	四、〇、〇六	二、二、三九	一、二、九、〇二八	九、七、〇六八	三、六、六〇九六	(二、六三三)	(九、八)
									(一、四五七)	七、四

計	昭和十年度	昭和十年度	昭和九年度	昭和八年度	昭和七年度	年種別	
						定員	免職
三二〇二六	七三四大	七二五七	七二〇一	六九九一	七二三一	人員	減
二三五	三七	四八	四七	五八	四五	金額	俸
六八七	一〇五	一三一	一二七	一二四	二〇〇	人員	減
四七〇二五	七二九〇八	八七四二九	八四八六五	九一〇三六	一三三九 ^四 八七	金額	俸
三三四	五三	六六	七〇	七〇	七五	譴責	
一二五六	一九五	二四五	二四四	二五二	三二〇	計	
三五	一六	三	九	七	一	懲戒猶豫	

朝鮮人巡查懲罰調査表

(最近五箇年間)

六 勤続状況

勤続年限は内地人に比し總平均に於て七ヶ月短し之小成に安する風ありて恩給年限に達す
水は能事終水りとして退職するもの相當多数あり
其状況左の如し

勤續年別	内地		朝鮮	
	現員	勤續延年数	現員	勤續延年数
一年未滿	二〇一人	五〇九年	六五二人	三二六年
二年	六六九	一〇〇三	五三六	八〇四
三年	八一七	二〇四二	五九二	一四八〇
四年	一〇〇八	三五二八	九〇八	三、一七八
五年	八五〇	三八二五	七二〇	三、三四〇
六年	四五二	二、四八六	六四六	三、五五三
七年	六〇三	三、九一九	四五四	二、九五二
八年	七二九	五、四六七	三三七	二、五二七
九年	八〇〇	六、八〇〇	三八一	三、三三八
一〇年	五五八	五、三〇一	四四七	四、二四六
				六

巡查勤續成績調

昭和十二年四月末現在

一一年	一二一年	一三年	一四年	一五年	一六年	一七年	一八年	一九年	二〇年	二一年	二二年	二三年
三〇七	二四九	二六六	三四四	三五二	一五四	三一	三三一	二七	五	四	五	三
三二二三	二八六三	三三二五	四六四四	五、一〇四	二、三八七	五、一三一	五、七九二	四九九	九七	八二	一〇七	六七
六	六	〇	〇	〇	〇	六	六	六	六	〇	六	六
三九二	二六七	二五二	一一九	九二	八九	九一	一八二	二〇	九	八	三	一
四一六	三〇七〇	三一五〇	一六〇六	一三三四	一三七九	一五〇一	三一八五	一七〇	一七五	一六四	六四	二二
〇	六	〇	六	〇	六	六	〇	〇	六	〇	六	六

一三

一 勤 年 平 均	計	三 〇 年 〃	二 九 年 〃	二 八 年 〃	二 七 年 〃	二 六 年 〃	二 五 年 〃	二 四 年 未 満
	九、八 六 五							
一	六 六 二 八 七	一	二 八	一	二 六	二 五	一	一
六	六		六		六	六		
一	七、二 〇 三	一	一	一	一	一	一	一
六	四、五 八 一 五	二 九	二 八	一	一	二 五	二 四	二 三
四	六	六	六			六	六	六

朝鮮人巡査進退及死亡調査表 (最近五箇年間)

計	昭和七年度	昭和八年度	昭和九年度	昭和十年度	昭和十一年度	年種別	
						定員	免職
7,346	7,346	7,201	6,992	7,331	7,331	45	
2,353	37	47	58	113	399	141	依願免職
5,013	366	303	113	119	141	9	病氣
516	139	82	35	19	141		都合
38	16	4	3	6	9		其他
3,087	521	341	261	549	549		計
57	1	1	4	52	52		事務都合及依り
78	16	15	18	13	13		休職及出向
149	33	22	27	31	31		死亡
3,645	648	425	368	690	690		合計
93	17	19	18	21	21		警部補昇進

2080

其四

内地人營農者概況

内地人營農者概況

第一初期ノ内地人營農者

明治三十九年統監府設置以來生命財産ノ保障次第ニ安固トナリ内地人ノ朝鮮ニ渡來スル者漸次其ノ數ヲ増シ明治四十三年ニハ内地人營農者數二千百三十二戸六千八百九十二人ヲ數フルニ至レリ之等營農者ハ自ラ資金ヲ携フヘ或ハ先ニ渡來シタル者ノ斡旋誘導ニ依リ移住セシモノナルモ内地ニ比シ農業上ノ收益特ニ多カラザル爲雜貨商

其ノ他ノ業ニ轉ズル者尠カラサル状態ナリキ
朝鮮ニ於ケル内地人保護移民ハ東洋拓殖株式
會社ノ移民招致ヲ以テ嚆矢トス蓋シ日韓兩
國政府ハ韓國ニ於ケル拓殖ノ必要上拓殖會
社設立ノ必要ヲ認メ日本政府ハ一定期間相
當額ノ補助ヲ爲シ韓國政府ハ事業用地ノ一部
ニ供スル爲國有地ヲ出資スルコトトシ明治四十
一年議會ノ協賛ヲ經テ同年八月一十萬圓ノ
資本ヲ以テ東洋拓殖株式會社ノ設立ヲ見タリ

其ノ事業トシテ 内地農民中勤勉ニシテ且 經驗ニ富メル者ヲ移住セシメ幼稚ナル朝鮮農法ノ改良ニ資スルト共ニ他面拓殖ノ爲ニ必要ナル資金ノ供給ヲモ爲スコトヲ使命トセリ同社ハ國有地出資ノ外十三道ニ亘リテ土地ヲ買収シ明治四十三年政府ノ許可ヲ得テ移民規則ヲ定メ同年十一月迄ヲ第一期申込期限トシ約百五十戸ノ移住ヲ承認シ翌四十四年之ヲ收容シタリ而シテ當時ノ移民ニ甲乙ノ二種アリ即チ甲種

移民ハ田畑ニ町歩以内ノ割當ヲ受ケ移住契
 約當時ノ割當地ノ價格ニ年六分ノ利子ヲ附シ
 二十五ヶ年賦ヲ以テ會社ニ償還シ土地讓渡ヲ受
 ケ自作農タラントスルモノニシテ 乙種ハ單ニ會
 社ノ土地ヲ小作スルモノトス 乙種移民ハ政府所
 有林ノ拂込ニ充ツベキ豫定地ニ收容スル趣旨ニ
 シテ土地ノ關係上必要ナル場合ヲ除ク外ハ乙種
 移民ヲ勸誘セズ 第三回移民^住迄ニテ收容ヲ打切リ
 且乙種移民中成績良好ナルモノハ漸次甲種移民ト

セリ尚甲種乙種兩者共ニ更ニ團體及單戸ノ別アリ
 リ團體トハ十戸以上ノ移住民ヲ以テ組織スルモノナリ
 尚移住民希望者ニ對スル保護トシテハ乘車、乘船賃
 ノ割引及渡航後ノ團體的移住者ニハ住宅納屋ノ建
 築及耕牛、農具、種苗、肥料ノ購入費トシテ三百圓
 ノ限度ニ於テ之ヲ貸付クルコトトセリ

今初期ニ於ケル東拓移民招致戸数及定着數ヲ
 示セハ左ノ通トス

東拓移民招致戸数及定着數表

定着戸数種類別表

年次	甲種	乙種	計
明治四四	一〇五戸	七戸	一一二戸
大正一	二二一	一三	三三四
二	五六〇	二六	五八六
三	四八〇	三三	五一三
四	三六八	一六	三八四

年次	招致戸数	定着数	定着戸数累計
明治四四	一二四戸	一一二戸	一一二戸
大正一	三六四	三三四	四四六
二	七二九	五八六	一〇三二
三	六五一	五一三	一五四五
四	四九三	三八四	一九三〇

第二最近ニ於ケル内地人營農ノ推移

(1) 東拓移民

東拓創立當時ニ於ケル東拓第一期移民ニ甲乙兩種移民アリシカ大正四年四月移住規則ヲ改正シ甲種移民ヲ第一種移民トシテ二町歩以内ノ割當ヲ受ケ更ニ新ニ第二種移民トシテ割當地十町歩以内トシテ土地引渡ノ際土地代金ノ二分ノ一以上ヲ一時拂込ミ殘金ニ年七分五厘ノ利子ヲ附シ二十五年以内ニ年賦償還ニ依

リ土地所有權ヲ讓渡シ割當地ノ一部ハ之ヲ
自作シ他ハ小作ニ付スルモノトセリ 大正六年
三月移住規則改正ニ依リ第二種移住民ニ關
スル規定改正セラレ一時拂込金半額以上ヲ
四分ノ一以上ニ利率七分五厘ヲ七分ニ改正セ
ラル尚第一種ノ團體移住民募集ハ本改正
ニ依リ廢止セラル又移住費貸付ハ從來團體
移住ニ限ラレタルモ爾後第一種移住民一般
ニ貸付シ得ルコトトセリ 移住民ニ對スル會社

ノ保護ハ移住後ニ於テモ農事講話會ノ開催
 農事ニ關スル印刷物ノ配付、副業ノ獎勵、種
 子、肥料、耕牛、農具資金ノ低利又ハ無利子
 貸付或ハ學校ノ設置助成、醫療機關ノ補助
 等ヲ爲シ教育、衛生ノ不安不便ヲモ除去ス
 ルコトトセリ而シテ一種移民ハ其ノ素質往々
 良好ナラシテ或ハ癩惰放逸ニ流レ或ハ或ハ
 事ヲ構ヘテ會社ニ反抗スル等好マシカラサ
 ル事態ヲ生ズルコトナキニ非ズト雖モ第二

種移民ハ概シテ相當ノ資産ト教育又ハ素養トヲ有スルヲ以テ自作農者トシテモ又小地主トシテモ其ノ經營宜シキニ適ヒ其ノ成績良好ナリ又第一種第二種ヲ通シ農事改良ノ模範ヲ示シ附近鮮農ニ好感化ヲ與ヘタルハ一般ノ移民ト同一ナリ

又附近鮮農トノ關係ハ移住當初ハ多少ノ反感ヲ免レザレドモ年ナラズシテ親密ノ交際ヲ結ブニ至レリ

上述セル如ク東拓移民ノ成績ハ相當良好ナリト雖モ此等移民ハ主トシテ既墾地ニ收容スルモノナルニ依リ動モスレハ鮮人小作人ノ生活ヲ脅威ストノ非難ヲ惹起スルニ鑑ミ大正十年以降ニ於テハ第一種移民ノ募集ハ之ヲ廢止シ第二種移民ニ限リ招致スルコトニ改メ尙割當面積モ一戸ニ付五町内外ニ改メ自作者兼小地主タルベキ農業者ヲ造成シ以テ移民ノ素質ヲ改良スルト共ニ現在鮮人小作人ニ對ス

ル供用地ノ移動ヲ少カラシメンコトヲ期シタリシモ
第二種移民ニ對シテモ鮮人農家ノ生活ヲ
脅威スルノ非難アリ且讓渡スヘキ社有地僅
少トナリシヲ以テ昭和二年以降第二種移民ノ
募集ヲモ廢止シ翌年ヨリ移民ヲ廢止セリ

回 期	一	二	三	四	五	六	七	八	九
明治四四	大正一	二	三	四	五	六	七	八	
承認戸数	一六〇	七二〇	一、八六七	一、三三〇	一、一〇八	七七四	五四二	六五〇	五九九
承認後取消及 契約解除戸数	一	二九九	三三三	五三四	五二二	三八八	二四七	一七五	一一八
當該年度 三月末現在数	一六〇	四二一	八一四	七九六	五八六	三八六	二九五	四七五	四八二
昭和七年末 現在戸数	一一二	三三四	五八六	五一二	三八四	二五七	一九七	三〇八	三〇六
取消對當該年 度三月末現在数	一〇〇%	五八	七〇	六〇	五三	五〇	五四	七三	八〇
承認對昭和七年 末現在歩合	七〇%	四六	五〇	三八	三五	三三	三六	四七	五二

移住民承認取消解除戸数表

計	一七	一六	一九	一四	一三	一二	一一	一〇	回期
		昭和	大正					九	昭和年度
九〇四	五四	九七	一〇一	九三	一二二	一三〇	五〇〇	九六七	承認戸数
三九六	三	一	一七	一三	三七	三〇	一八〇	二七九	承認後取消及 解任戸数
五九〇八	五	八六	八四	八〇	八五	一〇〇	三二〇	六八八	當認年度 三有未現在戸数
三九〇五	二七	六九	七一	五六	五八	五四	一七一	四〇三	昭和七年未 現在戸数
六四	九四	八九	八二	八六	七〇	八三	六四	七一	承認對當年 當景現在歩合
四三	五〇	七	六九	六一	四七	四五	三四	四二	承認對當年 未現在歩合

七

六	五	四	三	二	一	回期
二四三	三六八	四八〇	五六〇	三三〇	一〇九戸	第(種)
~四	~六	三三	二六	一三	七戸	第(種)
二五七	三八四	五二二	五八六	三三四	一一二戸	計
一	一	一	九	八	七	回期
二	一四五	三七六	二七〇	二七八	一八五戸	第(種)
九二	二六	二七	三六	三〇	一二戸	第(種)
五四	一七一	四〇三	三〇六	三〇八	一九七戸	計
計	一七	~六	一五	一四	一三	回期
三三四	一					第(種)
五七二	二六	六九	七二	五六	五八戸	第(種)
三九〇	二七	六九	七二	五六	五八戸	計

移住民回期別戸数表(昭和七年未現在)

(四) 内地政府ノ移住獎勵ニ依ル移民

大正十三年以來内地政府ハ海外移民ノ移住獎勵ノ爲
 獎勵金一戸當ニ百圓宛交付セリ朝鮮ニ對スル其ノ
 交付條件ハ (一) 内地ヨリ朝鮮ニ新ニ移住スル者ニシ
 テ良質ノ農業家族タルコト (二) 移住地ハ干拓又ハ
 開墾地等移民ニ依リ在來住民ノ生活ヲ脅ス虞ナキモ
 ノタルコト (三) 移住者ハ移住地ニ於テ直ニ自作農家トナ
 リ又ハ一定計畫ノ下ニ近ク自作農タルベキモノナル
 コト (四) 移住者ノ生活安定ニ必要ナル經濟的、社會

的諸施設アルコト 四) 移民事業ノ經營ハ一定
 計畫ノ下ニ公益的ニ行ハルヘク其ノ基礎最モ確
 實ナルコト等ニシテ昭和八年度迄ニ之カ獎勵金ノ
 交付ヲ受ケ朝鮮ニ移住シタル者ハ左表ノ通りニ
 シテ累計六百九十四戸ニ達シタリ右獎勵金ハ昭
 和八年度限り打切ラレタリ

移住獎勵金交付実績表

年度	戸数	金額
大正一三	三三三	九、九〇〇
一四	五〇〇	一五、〇〇〇
昭和一一	二六六	七、八〇〇
一二	二二二	六、九〇〇
一三	一一一	三、六三〇
一四	四二二	一、二六〇
一五	七三三	二、一六〇
一六	〇三三	三、〇九〇
一七	三三三	九、九〇〇
一八	一一一	五、七六〇
計	六九五	二〇、八五〇

九

(ハ) 其ノ他ノ移民

其ノ他ノ移民ハ大約五十戸アリ主トシテ南鮮地方ニ
分布ス

自ラ資金ヲ携ヘテ渡鮮シ土地ヲ購入シ自作ヲ爲ス
モノ或ハ自作ノ傍ラ若干ノ所有地ヲ自作ニ付スル
自作農階級ニ屬スルモノト内地人大地主ノ募集
又ハ誘導ニ依リテ渡來シ其ノ地主ノ所有地ヲ耕
作スル小作農階級ニ屬スルモノトノ二種アリ

移住後ノ成績ハ此ノ兩者ノ區別ニ從ヒ一様ナラス

ト雖モ移住當初ニ在リテハ風土、地味共、他ノ事情内地ト差異アルニ拘ラズ直ニ内地式農法ヲ行ヒタル結果一時失敗ヲ來シタル者少カラサルモ漸次地方ノ事情ニ通シ風土ニ適應セル農法ヲ施スニ至リ数年ナラズシテ曩ノ損失ヲ挽回シ相當ノ成功ヲ爲スヲ常トス 殊ニ大正五年以降数年連續シタル財界ノ好況ハ農産物價格、昂騰ヲ誘致シ彼等既往ノ經驗ニ依ル収量ノ増加ト相俟テ著シク收益ヲ増大シ爲ニ移住民ノ經

濟狀態ヲ良好ナラシメタリ又移住當初ニ於テハ
 風俗習慣着シタ異リ特ニ言語不通ノ爲隣
 保ノ交通厚カラザルノミナラズ動モスレバ
 時ニ鮮人トノ調和ヲ缺キタル例少カラザル
 モ年ノ經過ト共ニ互ニ習俗ヲ解シ言語相
 通ズルニ至リ漸次親密トナリ附近鮮人
 ニシテ移民ノ小作人又ハ雇傭人トナリ或ハ
 金穀種苗ノ融通農具ノ貸付ヲ受クル等直
 接間接ニ密切ナル關係ヲ生ジ意思能ク疏

通シ各地ニ隣保相助的ノ美風ヲ作スルニ至
レリ

又口嘗ノ接觸ニ依リ鮮農ハ移民ニ倣ヒテ
勤勞ヲ勵ミ農事改良ヲ爲スモノ多ク就中
優良品種ノ普及、肥培並管理法ノ改善、養
蠶、養鶏其、他ノ副業、勃興等附近鮮人ヲ
利シタルモノ顯著ナリトス

内地人農業者各年増減表(△印減)

年次	戸		人	
	年次別戸数	増減戸数	年次別人口	増減人口
明治四三	二、一三二	戸	六、八九二	人
四四	二、九六〇	八二四	九、四〇九	二、五一七
大正一	四、三八三	一、四三三	一四、五〇五	五、〇九六
二	七、六一三	三、二三〇	二五、六三四	一、一三九
三	八、六三三	一、〇一九	三、四九一	五、八五七
四	九、五七三	九四一	三、五四三	三、九六二
五	九、七七七	二〇四	三、七二〇	一、七五四
六	九、八一七	三四	三、七八四	二七七
七	九、九四四	一三三	三、九六六	一七八三
八	一〇、一五七	二六六	四、一五七	四九〇
九	一〇、二二〇	一	四、八六八	七一一

年次	戸		人	
	年次別戸数	増減戸数	年次別人口	増減人口
大正一〇	一〇、二八七戸	七七戸	四一、四六八人	五九三人
〇	一〇、一〇二	△一八五	四〇、一七四	△一、二八七
一	九、五四二	△五六	三八、八五〇	△一、三二四
二	九、三二七	△二一五	三六、二七二	△一、五七八
三	九、四七〇	△一四三	三九、五三三	△一、二六一
昭和一	九、八四四	三七四	四一、八二六	二、二九三
二	一〇、三〇〇	四五六	四四、一七七	二、三五一
三	一〇、三三八	〇八	四四、二二一	△一四四
四	一〇、三九〇	五二	四五、三六四	一、〇四三
五	一〇、五〇五	一一五	四九、九〇三	五三四
六	一〇、八二七	三二二	四六、二五八	三三五
七	一一、四五七	六三〇	四九、九七一	三、七一一

一〇

第三内地人農業者、分布並ニ所有地狀況

昭和七年未現在内地人農業者總戸數一萬一千二百十四戸、分布狀況ヲ見ルニ慶南ノ二千三百十二戸ヲ首位トシ全南千八百六十二戸、全北千六百六十三戸、京畿千二百三十九戸、慶北千二百二十二戸、忠南千百二十九戸、順位ニシテ全鮮ニ亘リ

備考

一、本表ニ分家轉業等ニ依ル戸數ノ増加ヲ含ム
 二、本調査ハ文書課調査ニ據ルヲ以テ農政課調査ト多少異ル
 モノアリ

分布比較的南鮮ニ多ク北鮮ニ少シ而シテ之ヲ原籍
 地別ニ見ルニ山口縣ヲ予七十五戸ヲ首位トシ福
 岡縣九百五十四戸、廣島縣七百三十九戸、佐賀縣
 七百二十五戸、熊本縣六百七十八戸、岡山縣五百九
 十七戸、高知縣五百六拾九戸ノ順位ニシテ沖
 繩縣ヲ除ク各府縣ニ亘リ概ネニ三百戸以下ニ
 ニシテ青森縣ノ二十七戸ヲ最下位トス
 次ニ所有地ノ關係ニ付テ見ルニ地主五千五百十
 六戸（四割九分ニ厘）、自作農二千六百八十三戸（ニ

割三分九厘）、自作兼小作農千七百三戸（二割五分二厘）
 小作農千三百十二戸（一割一分七厘）ニシテ農家戸
 数ノ約半数ハ地主ニ屬セリ而シテ自作農以上
 ニ在リテ土地ノ年賦償還負擔金ヲ有スルモノ三千
 七十一戸ニシテ總戸数八千百九十九戸ノ三割七分
 四厘ニ當レリ右負擔金ヲ有スルモノハ東拓移民
 二千四百十五戸ヲ最多トシ産業組合ニ加入セ
 ルモノ三百八十九戸其ノ他ノ會社、農場移民百
 三十五戸其他百三十二戸ナリ

昭和七年未現在内地人所有耕地面積ハ畝二十
 六万四千七百四十町步、田十二万八千七百九
 十四町步計三十九万三千五百三十四町步ニシ
 テ之ヲ畝又ハ田總面積ニ對比スルニ畝一割
 六分、四五分ニ當レリ而シテ之ヲ道別ニ見ル
 ニ畝ニ在リテハ全北、六万六千六百六十六町步ヲ首
 位トシ全南五万四千四百十九町步之ニ次ギ
 咸北ノ九百二十七町步ヲ最下位トス 田ニ在
 リテハ全南ニ万五千五百五十三町步ヲ首位トシ黄海

一万九千六百六十八町歩之ニ次キ平北、二千四百二十
 五町歩ヲ最下位トス更ニ總面積ニ對スル割合
 八番ニ在リテハ全北、三割五分ヲ首位トシ全南、
 ニ割六分ニ次キ咸北、五分ヲ最下位トシ田ニ
 在リテハ全北、一割八分ヲ首位トシ忠南、一割三分
 之ニ次キ平北、八厘ヲ最下位トス

次ニ所有地三十町歩以上ノ内地人大地主ニ付調査

シタル處ヲ見ルニ昭和五年末現在ニ於テ總實

數ハ世帯九千九百八十戸(道別調査ハ八百六十戸)ニ在リ

百十四戸、道外居住、地主所請不在地金ナリ、
 之シテ、總所有面積ハ、尙十四萬五千九百町歩、
 七萬八百四町歩計、二十一萬六千七百四町歩ナリ、尙
 道別ニ見レハ、右地主ノ最モ多キハ、余南ノ百八十
 九戸ニシテ、全北ノ百三十四戸、慶南ノ百十六戸、之
 次モ最少ハ、忠北ノ十八戸ナリ、
 所有面積別ニ見レハ、三十町歩以上五十町歩迄、二百
 九十戸、五十町歩以上百町歩迄、二百七十戸、百町
 歩以上三百町歩迄、百九十七戸、三百町歩以上

五百町步迄四十九戸、五百町步以上千町步迄二
十七戸、千町步以上三十七戸ナリ。

道別内地人農家戸数表(其ノ一)(昭和七年末現在)

道別	土地ノ年賦償還負擔金ヲ有スル農家		其ノ他		全上員担ヲ有サル農家		計
	産業組合員	東拓移住民	其他社会農場 住民	其ノ他	有サル農家		
江原道	一〇〇		二一	七	一九一	三一九	
平安北道		五			一〇四	一〇九	
平安南道					二六二	二六二	
黄海道		四一ニ	一五	一五	二四五	六八七	
慶尙南道	六	三五六	六四	一九	一五八七	二〇三二	
慶尙北道	一〇	二三〇		六	九七六	一、二二二	
全羅南道		四八八	三	一三	一、三五八	一、八六一	
全羅北道	二七三	三〇一	一ニ	二六	一、〇五一	一、六六三	
忠清南道		一九一	五	二六	九〇七	一、一八九	
忠清北道		三		一	二〇四	二〇八	
京畿道		四二〇	五	一八	七九六	一、二三九	

計	咸鏡北道	咸鏡南道
三八九		
二四一五		九
一三五	九	一
一三二		一
八一四三	二九八	一六四
一、二一四	三〇七	一七五

一七

道別	道別		道別		道別		道別		道別	
	戸数	割合	戸数	割合	戸数	割合	戸数	割合	戸数	割合
江原道	128	20.42	191	20.23	319	20.28				
平安北道	5	0.02	14	0.013	19	0.010				
平安南道	1		22	0.032	22	0.023				
黄海道	442	0.144	245	0.030	687	0.061				
慶尚南道	445	0.145	587	0.195	1032	0.181				
慶尚北道	246	0.080	976	0.120	1222	0.109				
全羅南道	504	0.164	1358	0.167	1862	0.166				
全羅北道	612	0.199	1051	0.129	1663	0.148				
忠清南道	252	0.072	907	0.111	1129	0.101				
忠清北道	4	0.001	204	0.025	208	0.019				
京畿道	443	0.144	796	0.098	1239	0.111				
道別										
計										

道別内地人農家戸数表(其二) (昭和七年末現在)

	計	咸鏡北道	咸鏡南道
總之數對北割合	三〇七一	九	一一
〇二七四	一〇〇〇〇	〇〇〇三	〇〇〇四
總之數對南割合	八一四三	二九八	一六四
〇二七六	一〇〇〇〇	〇〇三七	〇〇二〇
	一〇二一四	三〇七	一七五
	一〇〇〇〇	〇〇二七	〇〇一六

道別	種別			自作農	自作兼 小作農	小作農	計
	甲	乙	丙				
江原道	八九	五五	四	一三四	七	三〇	三一九
平安北道	七二	九	四	一一	七	六	一〇九
平安南道	七二	二三	三	一二七	一三	二四	二六二
黄海道	五九	七三	三三	三四一	一一〇	六一	六八七
慶尚南道	四七七	三七一	一七八	三三三	二九八	三七六	二〇三二
慶尚北道	五三二	一九二	五三	二二〇	一三一	九四	一三二二
全羅南道	四九七	三五九	一七八	三八三	三三七	一〇八	一八六二
全羅北道	三〇五	二一〇	八三	五三七	三九二	二三六	一六六三
忠清南道	四六七	一四五	六五	一四一	一九六	一一五	一三二九
忠清北道	八八	三八	一七	二八	二九	八	二〇八
京畿道	三三二	一四六	四五	三四三	一六四	二〇八	一三三九

營農別内地人農家戸数表(其二) (昭和七年末現在)

割合	計	咸鏡北道	咸鏡南道
〇、二八四	三、一八三	二、四一	五、一
〇、一四八	一、六六一	一、四	二、六
〇、〇六〇	六、七二	三	六、
〇、二三九	二、六八三	三、三	五、三
〇、一五二	一、七〇三	三	六
〇、一七	六、三一一	一、三	三、三
一、〇〇〇	一一、二一四	三、〇七	一、七五

備考 地主 (甲)ハ所有地全部ヲ小作ニ附スル者

(乙)ハ其ノ所有地ノ大部(一部)ヲ小作ニ附シ一部(大部)ヲ自作スル者

(丙)ハ所有地ノ一部(大部)ヲ貸付シ自作及小作ヲ

兼ヌル者若ハ全部ヲ貸付シ小作ヲ兼ヌル者

全南	全北	忠南	忠北	京畿	道別		種別	土地ノ年賦償還負擔金ヲ有スル農家
					甲	乙		
	1				地主	産業組合員		
	272				農作自 作小兼作自 農作小			
28	7	9		23	地主	東拓移住民		
107	38	23		66	農作自 作小兼作自 農作小			
73	22	14		27	地主	其他會社		
148	47	30	3	163	農作自 作小兼作自 農作小			
118	157	99		68	農作自 作小兼作自 農作小			
74	30	78		73	地主	其他農家		
	1	3			農作自 作小兼作自 農作小			
	2				地主			
	2				農作自 作小兼作自 農作小			
7	7	1		5	地主			
2		1			農作自 作小兼作自 農作小			
7	2	1		3	地主			
	8	2	1		農作自 作小兼作自 農作小			
2	7	6		1	地主			
3	7	11		7	農作自 作小兼作自 農作小			
1	1	6		7	地主			
462	196	454	88	310	農作自 作小兼作自 農作小			
252	162	120	37	77	地主			
105	68	51	17	18	農作自 作小兼作自 農作小			
233	209	105	25	179	地主			
215	221	87	27	89	農作自 作小兼作自 農作小			
91	205	90	8	123	地主			
一八六三	一六六三	一三三八	二〇八	一三三九	計合			

營農別産数表(其三)(昭和七年末現在)

1880

合計	咸北	咸南	江原	平北	平南	黄海	慶南	慶北
7								6
3							3	
375			110				2	1
2							1	1
2								2
106						2	23	14
389		4				31	62	58
213		3				11	23	40
805						270	107	43
660				4		70	87	57
242		2		1		28	58	18
6			1			1		
1								
17							15	
15			1			11	1	
32							23	
84	8	1	79			3	25	
22		1	4			1	4	2
24			3			1	5	1
2						1		
29						8	3	2
32						1	2	1
23						3	5	
3049	240	50	84	72	72	55	450	516
1240	14	22	52	9	23	41	304	127
437	3	3	4	4	3	21	137	13
1459	33	53	33	11	127	52	225	174
977	3	6	7	3	13	49	183	72
981	5	30	11	5	24	27	288	74
二 二 一 四	三 〇 七	一 七 五	三 一 九	一 〇 九	二 六 二	六 八 七	二 〇 三 二	一 二 二 二

二〇

内地人所有耕地面積調 (昭和七年未現在)

道名	番	田	計	水	田
京畿道	二一、一六二町	一、八八七町	三三、〇四九町	一割五分	割六分
忠清北道	四九、一	五、〇七四	九、九八六	七	六
忠清南道	二一、一三九	一、〇八六八	三二、〇七七	一三	一三
全羅北道	六〇、六六六	一、九九六	七二、六六二	三五	一八
全羅南道	五四、四一九	二、〇五五三	七四、九七二	二六	一〇
慶尙北道	一七、五二一	一、〇四四四	二七、九六五	九	六
慶尙南道	二九、九二〇	一、二五二五	四二、四四五	一七	一三
黃海道	二五、九八六	一、九一六八	四五、一五四	一九	五
平安南道	五九、三六	三、五〇〇	九、四三六	八	一
平安北道	八〇、一一	二、四二五	一、〇四三六	九	一
江原道	九、二〇五	五、九九六	一五、二〇一	一〇	二

普通農田面積に對し内地人所有地ノ割合

計	咸鏡北道	咸鏡南道
二六四、七四〇	九二七	四九三六
一、二八七、九四四	七、四〇六	六、九五二
三九三、五三四	六、三三三	一、一八八
一七七	五	九
八五	三	二

二一

第四 内地人營農者ノ經濟狀態

朝鮮ニ於ケル内地人營農者ノ經濟狀態ニ付
 一般的ニ之ヲ調査シタルモノナキモ東拓ニ
 於テ其ノ移民ニ付實施シタル調査ハ一般内
 地人營農者ノ經濟狀態ヲ窺知スルニ足ルト
 認メラルル其ノ梗概ハ別表ニ示ス通ニシテ之
 ニ依ルトキハ割當地代年賦償還中ノモノニ
 在リテハ第一種移民一ヶ年ノ收入ハ千七十
 五圓乃至二千二百十九圓、支出千百十二圓乃

至千七百八十七圓ニシテ其人經濟狀態良好
 ナルモノハ四百三十二圓ノ剩餘ヲ生スルモ
 不良ナルモノニ在リテハ三十七圓收入不足
 ヲ生セリ第二種移民ノ收入ハ千二百九十五
 圓乃至四千九十八圓支出ハ千四百四十二圓
 乃至三千二百三十二圓ニシテ經濟狀態ノ良
 好ナルモノハ八百六十六圓ノ剩餘ヲ生スル
 モ不良ナルモノニ在リテハ四百四十七圓ノ收
 入不足ヲ示セリ而シテ割當地代年賦償還成

續ハ當該年度分ノ調定額ニ對シ九割以上ニ
 達ス概シテ良好ナリ
 次ニ割當地代年賦償還濟ノ者ニ在リテハ第
 一種移民ハ收入二千九百五十圓支出ニ千二
 百五十七圓剩餘六百九十三圓第二種移民ハ
 收入五千二百九十五圓支出四千三百四十五
 圓剩餘千七百五十圓ヲ示セリ
 斯ノ如キ狀態ニシテ其ノ收支ハ入ニ依リ著
 シキ相違アルモ移民中ニハ會社割當地以外

一、土地の買収シタルモノモ多数存シ其ノ数
 千八百九十七戸七千九百八十六町ニ達シ總
 戸數ノ四割九分割當地ノ約八割ニ達セリ更
 ニ移民ノ子弟ニ對スル教育狀況ヲ見ルニ中
 等學校在學又ハ卒業者九百七人専門學校以
 上在學又ハ卒業者九十人計九百九十七人ニ
 達シ大体四戸ニ一人ノ割合ニ當リ内地在住
 當時ニ比シ同程度以上ノ生活ヲ爲シツツア
 リ

東拓移民收支計算表

種二第			種一第			種別	收入	支出	差引過不足
償還濟(七人平均)	還下(七人平均)	償中(七人平均)	償還濟(九人平均)	還下(五人平均)	償中(五人平均)				
五三九五	一、二九五	一、八八八	二九五〇	一、〇七五	一、二七五	二、二一九円	一、七八七円	四三二円	
四三四五	一、四四二	一、六九〇	二、二五七	一、一〇二	一、一四七			一三二八	
一、〇七〇	△ 一、四七	二、九八	六、九三	△ 三七					
		八、六六							

備考

本調査ハ昭和七年ノ事實ニ付道別ニ區

別シ更ニ經濟狀態ニ依リ之ヲ上中下ニ
分キ移民三千九百六戸中上記區別ニ從
ヒ代表的ノモノ六十二戸ヲ選定調査シ
タルモノナリ

東拓移民收支計算因譯表 收入

種別	第一種			第二種		
	上	中	下	上	中	下
耕種收入	一三三二 _四	八一八 _四	九二六 _四	二二六三 _四	九四五 _四	七七九 _四
養畜收入	二二九	一七四	六〇	二五八	二四六	八五
加工收入	二一	八	八	九	六	六
小作料	五三〇	一七五	一五	一〇三四	五四四	二一九
利息收入	一〇八	八一		二六二	七一	
營業收入	五		八	一七九	二	
雜收入	五	一九	一八	五七	七四	二〇六
計	二二一九	一〇二七五	一〇七五	二九五〇	一八八八	二二九五
						五三九五
						七四
						二六三
						一三三八
						一一
						一二
						三七七 _四
						償還濟
						償還濟

支出

種別	第一種			第二種			第三種		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下
耕地費	504	310	281	513	895	331	305	1368	
養畜費	114	60	24	66	78	129	58	5	
加工費	14	8	10	36	28	3	3	8	
家計費	638	438	386	674	1082	577	450	867	
年賦償還	277	195	263		520	383	369		
所有地稅課	102	12	4	256	185	73	18	700	
借入金償還	117	122	106	476	243	167	210	228	
支拂小作料	4		27	83	64	1	6	50	
營業費					47				
小作管理費			1	142					
保險料	17	2	10	11	90	35	19	99	
計	1787	1147	1112	2257	3232	1690	1442	4325	

二五

差引過不足

四三二

一ニ八

△三七

六九三

八六六

一九八

△二四七

一〇七〇

備考 自家勞力ハ收支計算ヨリ除外セリ

8880

其五

滿洲國ニ於ケル朝鮮人軍隊ノ概況

滿洲國に於ける朝鮮人軍隊の概況

五族共和を國本とする滿洲國は在住百萬の朝鮮人より將兵を募集し之を三ヶ連とし東寧縣及琿春縣下に國境監視隊として配置せり。昭和十一年夏東寧縣下に在りし一ヶ中隊は幹部ありし日本人の對遇に不満を抱き兵變を

起して蘇領内に遁走せし為朝鮮人軍
隊に對する信用失墮し折柄増募に着
手せし間島省内の朝鮮人軍隊募集
を中止せしことありき

然ル共時日の経過と共に朝鮮人軍隊兵
變の原因も判明し朝鮮人のみを責
むる能はざるものありしと其後に於て

残り多るニテ中隊の勤務成績良好
 なるのみならず其對蘇葛藤に際する
 戦闘亦勇敢なるものあり多る為鮮人
 軍隊の眞價漸く認識せらる今之
 か増備さへ計畫せらるつゝありと云ふ
 其給養状態を調査し多るに次の如し
 (月額)

又以下一ツの参考あるへし

階級	兵
給料	六〇〇〇円
手当	三〇〇〇円
食費	六五〇円